

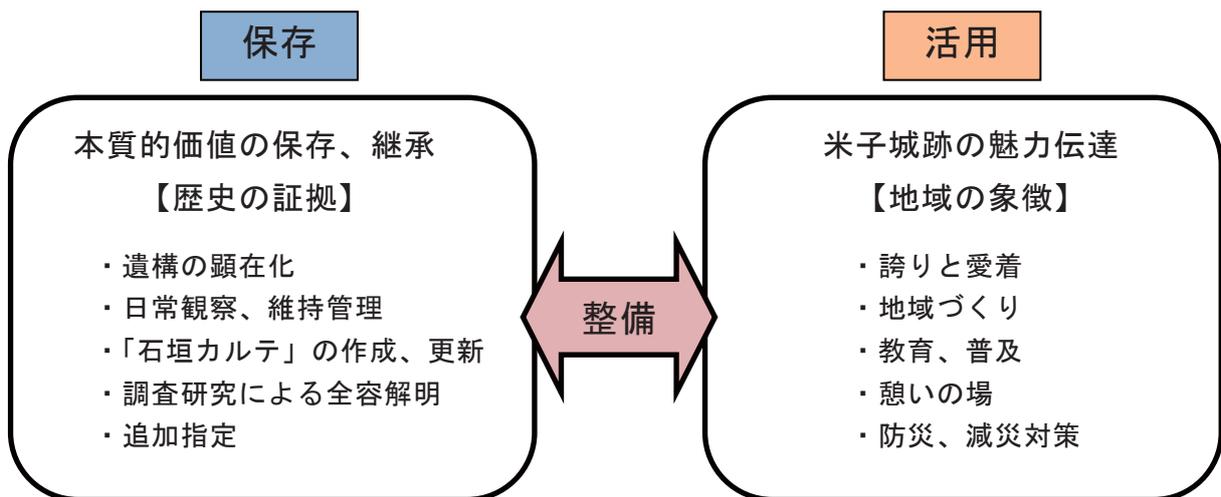
第7章 整備基本計画

米子城跡は、先人から託された貴重な歴史文化資産であるため、城跡が有する本質的価値の確実な保存を第一義とし、その上で適切な公開、活用に供するものである。史跡米子城跡の「整備」については、「保存」と「活用」が調和的に両立するものでなければならない。

米子城跡は、都市公園としての「湊山公園」の一部を形成するものであるが、これまで城跡として風致保護を目的とした保存整備が図られてきた経緯があり、城跡としての景観が米子市民にとって象徴的・精神的な存在であり続けている。

米子城跡の持つ潜在的な価値を正しく把握し、周知するためには、米子城が地形や自然環境を巧みに活かして築造した政治・経済・文化・防衛の拠点施設であったことを十分に認識し、選地及び縄張りから読み取れる城郭の構築技術を始めとする知恵の結晶であることを理解・継承する必要がある。そのことが、ひいては米子城跡を中心とした歴史文化資産を活かした米子市のまちづくりのあり方につながるものである。こうしたことを踏まえ、保存と活用を目的とした「整備」は、庁内の関係部局や市民との合意形成を図りながら進めていく必要がある。

一方、近年の突発的な大雨や地震等の自然災害による斜面や石垣の崩壊が全国各地の城跡で発生しており、緊急的、応急的な修繕や整備工事による対応も必要である。また、史跡自体が長い年月を経てきたものであることを念頭に置いて、行政や城郭の管理者は、来訪者の安全確保や被害が生じた場合にもそれを最小限にとどめるための取組を行うとともに、来訪者に対する注意喚起等必要に応じ、危機管理意識の醸成を図ることも必要である。

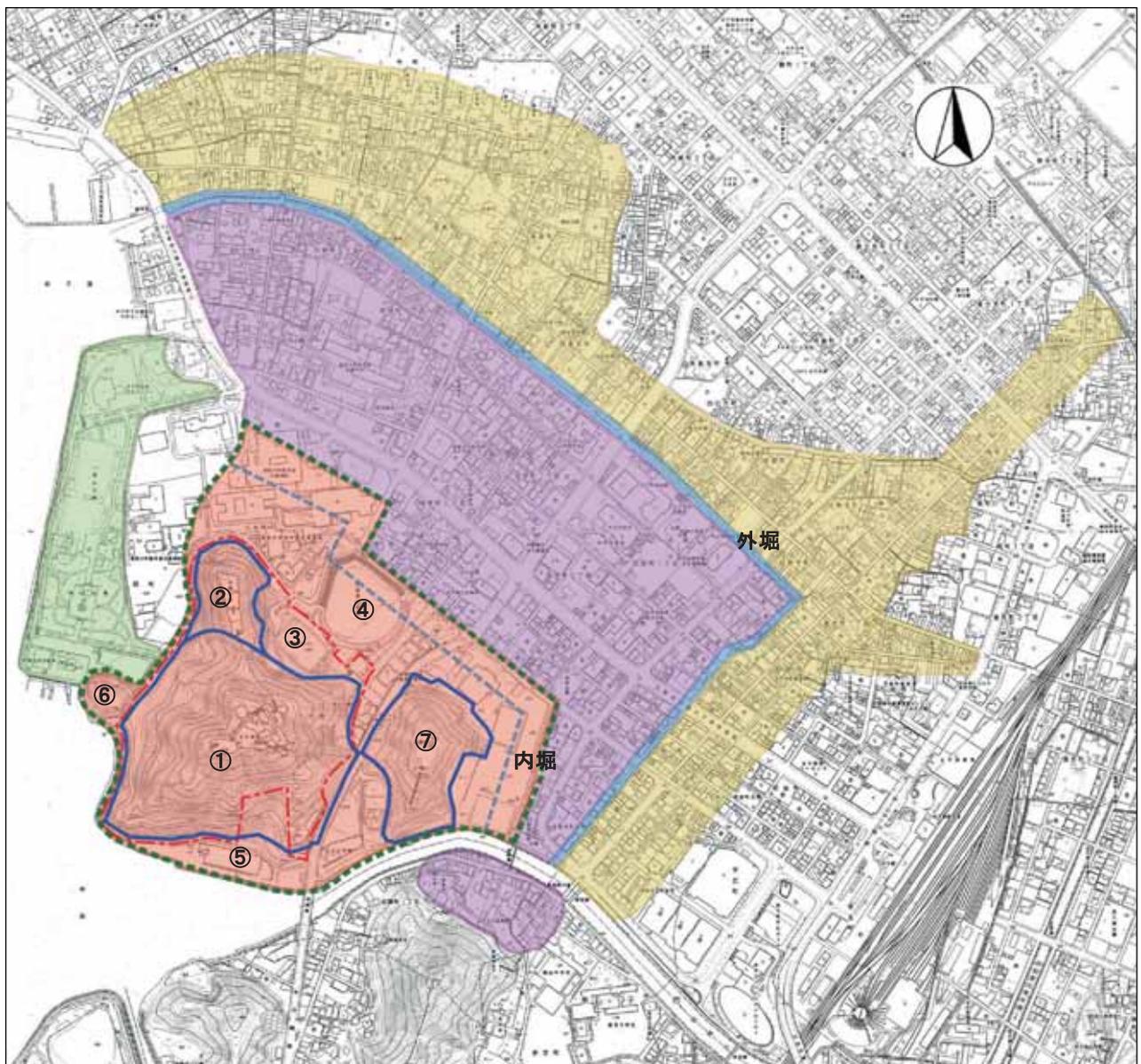


第1節 ゾーニング計画

1 地区区分の設定

米子城跡が有する多様な価値を高める保存整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高め、まちづくりへの寄与を目指すための整備方針を検討するために、米子城跡及び城下町の特徴的な構成要素によりゾーニングを設定した。（『史跡米子城跡保存活用計画書』第7章第2節参照）

米子城跡の本質的価値の保存と顕在化を図るための整備については、本来の米子城の構造や規模を正しく認識したうえでの検討が必要である。そのため、米子城の内堀も含めた機能的構成部分である中枢域を「内郭エリア」、その外側に形成された城下町区域を「外郭エリア」として位置づけ、これらを「惣構え（城のほか城下町一帯も含めて外周を堀や石垣、土塁等で囲い込んだ城郭構造）」として一体に捉えた、史跡米子城跡を核としたまちづくりを進めていく必要がある。



ゾーニング図

■■■■■ 計画対象範囲

— · — 史跡指定範囲

ゾーニング区分			
惣構え ゾーン	内郭エリア (米子城跡)		米子城の中核域である内郭を構成するゾーン 【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 【内郭②ゾーン：内膳丸】 【内郭③ゾーン：二の丸・枳形】 【内郭④ゾーン：三の丸・内堀】 【内郭⑤ゾーン：深浦郭】 【内郭⑥ゾーン：出山】 【内郭⑦ゾーン：飯山（采女丸）】
	外郭エリア (城下町エリア)		武家地としての米子城を構成するゾーン 【外堀と内堀にはさまれた区域】
			町人地としての米子城を構成するゾーン 【外堀の外側、旧加茂川北側・寺町・街道沿い】
公園ゾーン		都市公園の魅力を体感するゾーン 【都市公園のうち、米子城跡を除く区域】	

米子城の中核となる内郭エリアは、遺構の性質や現在の利用状況等を考慮して設定した地区区分（史跡米子城跡保存活用計画 第5章第3節参照）を踏襲し、各地区における整備の方向性を検討する。なお、内郭エリアのうち、現在の史跡指定地は、①本丸（一部を除く）、②内膳丸、③二の丸・枳形である。

また、外郭エリア（城下町エリア）は、米子城と一体となって整備された城下町のエリアで、現在も歴史的建造物や水路、街路等が多く残り、地域と行政が一体となって米子の歴史的な町並みの保存、活用に取り組んできた。このため外郭エリアについても米子城と一体として捉え、整備の基本的な考え方を示していく。

惣 構 え ゾ ー ン		
内 郭 エ リ ア	<p>【米子城の内郭を構成するゾーン】 米子城の中核域で、本丸、二の丸、三の丸、内膳丸、深浦郭、出山、飯山（采女丸）で構成されている。</p>	
	<p>史跡指定地内</p> <p>【内郭①ゾーン：本丸・水手御門下郭・八幡台郭・山腹】 本丸を核とした城郭の中核部で、天守台等の石垣や礎石、山腹の登り石垣や堅堀等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p> <p>【内郭②ゾーン：内膳丸】 本丸から北西に伸びる丘陵で城郭の中核をなす。石垣等の遺構が残り、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。</p> <p>【内郭③ゾーン：二の丸・柝形】 二の丸・三の丸等の内郭ゾーンの周辺範囲のうち、史跡指定範囲とする。史跡の本質的な価値である石垣や縄張りにより比較的明瞭に往時の城郭の空間が現れ、地下に遺構が埋蔵されている。</p>	
	<p>史跡指定地外</p> <p>【内郭④ゾーン：三の丸・内堀】 城と城下町(武家地・町人地)を区分する内堀の内側にあつて、米子城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。 米蔵、馬屋、番士詰所等が配され、当地の行政面の中枢を担っていた場所であった。</p> <p>【内郭⑤ゾーン：深浦郭】 船頭屋敷、船小屋、番人小屋等の施設と隅櫓が配置された場所で、水軍が配置され、米子城の軍港として機能していた。</p> <p>【内郭⑥ゾーン：出山】 深浦の見張り場や防御のための施設と考えられており、深浦郭とともに、海に面して築造された米子城の性格を顕著に表している。</p> <p>【内郭⑦ゾーン：飯山（采女丸）】 15世紀半ばに山名氏が砦を築いたといわれる場所で、砦から始まった米子城の成り立ちや、当地域の戦国時代の様相を物語る上で重要である。</p>	
	<p>外郭エリア (城下町エリア)</p> <p>【武家地としての米子城を構成するゾーン】 米子城惣構えのうち、外堀と内堀には含まれた範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、武家地や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。 往時の米子城域の姿を物語る貴重な遺構で、湊山公園の一角に位置する清洞寺跡(市指定史跡)を含む。</p> <p>【町人地としての米子城を構成するゾーン】 米子城惣構えのうち、外堀の外側、旧加茂川北側、寺町等の範囲。市街化により城郭としての米子城の本質的な価値が顕在化していないが、町屋や町割りの遺構が埋蔵されている可能性が高い。また、外堀の一部は顕在化している。</p>	
	公 園 ゾ ー ン	
	<p>【都市公園の魅力を感じ取るゾーン】 都市公園のうち米子城を除く区域。かつては夕陽が美しいところから錦公園と呼ばれており、中海を身近に感じることができる場であり、米子市の桜の名所、都市の中の貴重なオープンスペースとして市民の憩いの場である。</p>	

2 整備の方向性

各地区における遺構の性質や現在の利用状況、課題等を踏まえた整備の方向性を以下に示す。

ゾーン		整備の方向性
米子城の内郭を構成するゾーン	内郭 ①②ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存修復を最優先目標とする。 ・天守や石垣等の史跡の景観を保全する。 ・石垣カルテの作成、発掘調査等の史跡の調査研究を推進し、遺構復元、遺構の表示検討、露出展示等の可能性を探る。 ・史跡にふさわしくない施設等について廃止や移転を視野に入れた取扱を早期に検討する。 ・大木及び植物等貴重な樹木、植物の保護を行う。
	内郭 ③ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存修復を最優先目標とする。 ・発掘調査等史跡の調査研究を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、利用者に心地よい憩いの場を提供する。
	内郭 ④, ⑤, ⑥, ⑦ ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、利用者に心地よい憩いの場を提供する。 ・内堀の規模の視覚化を図る。 ・天守への眺望を確保する。
武家地としての米子城を構成するゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・整備拠点箇所を含め、内郭、町人地ゾーンと一体となった回遊動線を設定し、都市計画動線と連携する。 ・城下町エリア内の他の文化財、社寺や近代化遺産等の歴史文化資産を結ぶ、文化財ネットワークを形成する。
町人地としての米子城を構成するゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ・歴史的建造物の悉皆調査を実施し、建造物の保存や歴史的まちなみ形成の基礎資料として活用していく。 ・整備拠点箇所を含め、内郭、武家地ゾーンと一体となった回遊動線を設定し、都市計画動線と連携する。 ・城下町エリア内の他の文化財、社寺や近代化遺産等の歴史文化資産を結ぶ、文化財ネットワークを形成する。

第2節 整備計画

1 調査研究計画

史跡の整備を進めるにあたっては、発掘調査、史資料調査等の調査研究が不可欠である。これまでに実施してきた調査研究の成果を踏まえ、発掘調査や史資料調査等により米子城の縄張や遺構等の全体像を解明するとともに、史跡の価値の確実な保存、継承に取り組むための調査研究と活用に資する整備（活用整備）に取り組むための調査研究があり、いずれも、「史跡米子城跡整備検討委員会」のなかに城郭研究者及び考古学研究者等で構成する専門部会を設置し、指導助言を得ながら計画的、継続的かつ長期的に取り組む必要がある。

（1）遺構等の詳細分布調査

- 1) 史跡指定範囲及びその周辺地域を対象として、平坦地、石垣、石丁場、岩盤加工痕等の遺構や遺物の分布状況の確認と記録を行う。
- 2) 必要に応じて試掘調査を実施し、内容確認に努める。

（2）発掘調査

- 1) 遺構等の分布調査や試掘調査等により、遺構や遺物が確認される場合については、必要に応じてその内容や範囲を確認するための発掘調査を実施する。
- 2) 石垣等の構造や性格を明確にするための発掘調査を実施する。
- 3) 平坦地の内容確認を進め、その性格や往時の米子城全体における動線の解明に努める。

（3）石垣調査・地盤調査

- 1) 石垣の現状把握に努め、石垣カルテ及び三次元測量を作成する。
- 2) 継続的な石垣変位調査を行う
- 3) 石垣の基礎地盤となる地盤調査を行う。

（4）史資料調査

- 1) 往時の米子城の姿・構造だけでなく、城の使われ方等を明らかにするために、米子城に関連する絵図（貼紙の分析を含む）、藩政資料等の文献の収集とそれらの解析を、鳥取県立博物館等の関係機関と協力して行う。
- 2) 櫓をはじめとする建造物の作事や石垣建造等に係る古文書、絵図、指図の所在調査に加え、古写真等の資料収集を継続的に行う。

（5）比較研究

- 1) 米子城の特質や位置付けを明らかにするために、同時代の城郭や歴代城主の関係する城郭及び前後の時期の近世城郭等との比較研究を行う。
- 2) 保存整備、活用整備及び公開・活用に資するため、他城跡事例の調査研究を行う。

（6）歴史的建造物調査

- 1) 旧小原家長屋門の調査を行い、破損状態の把握、歴史的調査を実施し、利活用の可能性及び今後の取扱いの方向性を検討する。

（7）樹木調査、植生調査、動物調査

多くの市民から「城山（しろやま）」として親しまれ、自然豊かな都市公園緑地として利用されてきた貴重な都市空間を構成する動植物の調査を行う。

2 遺構保存のための整備計画

米子城跡は、中海に張り出す丘陵地形を利用した巧みな縄張りが展開する海城の性格を併せ持つ平山城で、城の縄張りは大きな改変を受けず、戦国時代末期から江戸時代までの西伯耆支配の拠点城郭としての形態を良く残している。また近年の発掘調査成果から、近世初期の城郭としての性格に加え、天守を中心に、尾根や谷の自然地形を活かした防御構造を持つ戦国時代の山城の性格を併せ持つ城郭であることが判明しつつある。

そのため、米子城跡の保存整備にむけては、近世城郭の遺構とそれに先立つ中世城郭の遺構の保存も重要である。

遺構の損壊や史跡の価値に悪影響を及ぼすほか、来訪者に危険が及ぶおそれがある場合の対応等、必要性、緊急性が高いと考えられる整備についてはできるだけ早期に着手する。そのうえで、石垣の修復等不可欠ではあるが、調査研究等も含めると一定程度の時間を要する整備については、中・長期にわたり計画的に取り組んでいく必要がある。

(1) 保存整備の方針

史跡米子城跡の価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を目的とした保存整備の基本方針を以下に示す。

保存整備の基本方針	
遺構保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状保存を基本とした適切な遺構保存方法を検討し、保存を行う。 ・ 石垣や竪堀、井戸、礎石等の地上に露出している遺構については、それぞれの立地環境や遺構の性質に応じ、適切な保存処理、保存環境の改善を行う。 ・ 地下に埋蔵されている遺構については、露出展示等を行う場合を除き、原則として地下に埋蔵された状態を維持する。 ・ 石垣等の遺構に直接もしくは近接して生育している樹木が遺構に悪影響を与えている、もしくは今後悪影響が予想される場合、調査に基づいて処置方法を検討し、樹木の伐採や剪定等の適切な管理を行う。なお、措置後の遺構保存についても併せて検討する。
修復	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の定期的な観察を行い、き損や劣化、風化等が確認された場合には、調査研究成果を踏まえ、遺跡としての真正性の確保に留意し旧状に復する。 ・ 石垣等については定期的な観察を行うとともに、現在の保存状況について石垣カルテ作成等の実態調査を実施し、き損や劣化が見られる場合には、適切な方法により順次修復を行う。なお、石垣等の保存に関しては、可能な限り現状保存の措置を取ることを基本とし、やむを得ない場合について積み直し等の修復を検討する。 ・ 史跡米子城跡の価値とは無関係で史跡の保存や活用に寄与しない要素については、現位置での必要性を検証し、関係者との調整のうえ撤去または史跡指定地外への移設等を検討する。

重層的価値を構成する要素の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭としての価値に関する要素の保存とともに、身近な自然環境を構成する要素、さらには景観や公園、信仰等の史跡米子城跡を構成する重層的な価値に関連する要素の保全については、城郭としての価値を損なうことがないよう調整を図り、適切に保全する。
追加指定の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の全体像を把握するうえで重要な箇所が史跡指定地外にも存在することを踏まえ、関係者に対する理解や協力を求め、史跡の追加指定等により適切な保存を推進する。

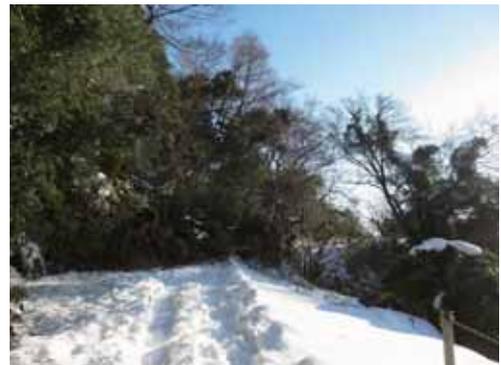
(2) 主な保存整備

史跡指定地のみならず城郭としての米子城跡全域の保存整備にあたり、米子城跡の基盤である湊山・飯山や、縄張りを形づくる石垣、これまでの調査等で検出された遺構、植物等の保存整備のあり方について、以下に示す。

1) 米子城跡の基盤としての湊山・飯山の保存

米子城跡の基盤を成している湊山と飯山では、適切な樹木管理が行き届かず、近年の突発的な豪雨や豪雪等の自然災害により、湊山そのものの自然地形の崩壊も発生しており、適切な山の斜面の保全整備が必要である。

湊山と飯山の一部は、「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、これまで県営治山事業として、内膳丸周辺の一部の山腹で法面崩落対策工事が実施された。しかし、その他の法面では、後に発生した鳥取県西部地震(平成12年10月6日)や台風、豪雪等により、小規模な法面崩壊が発生していた。さらに、平成29年1月から2月にかけての豪雪による倒木が原因で、湊山南西の法面で大規模な斜面崩落が発生した。



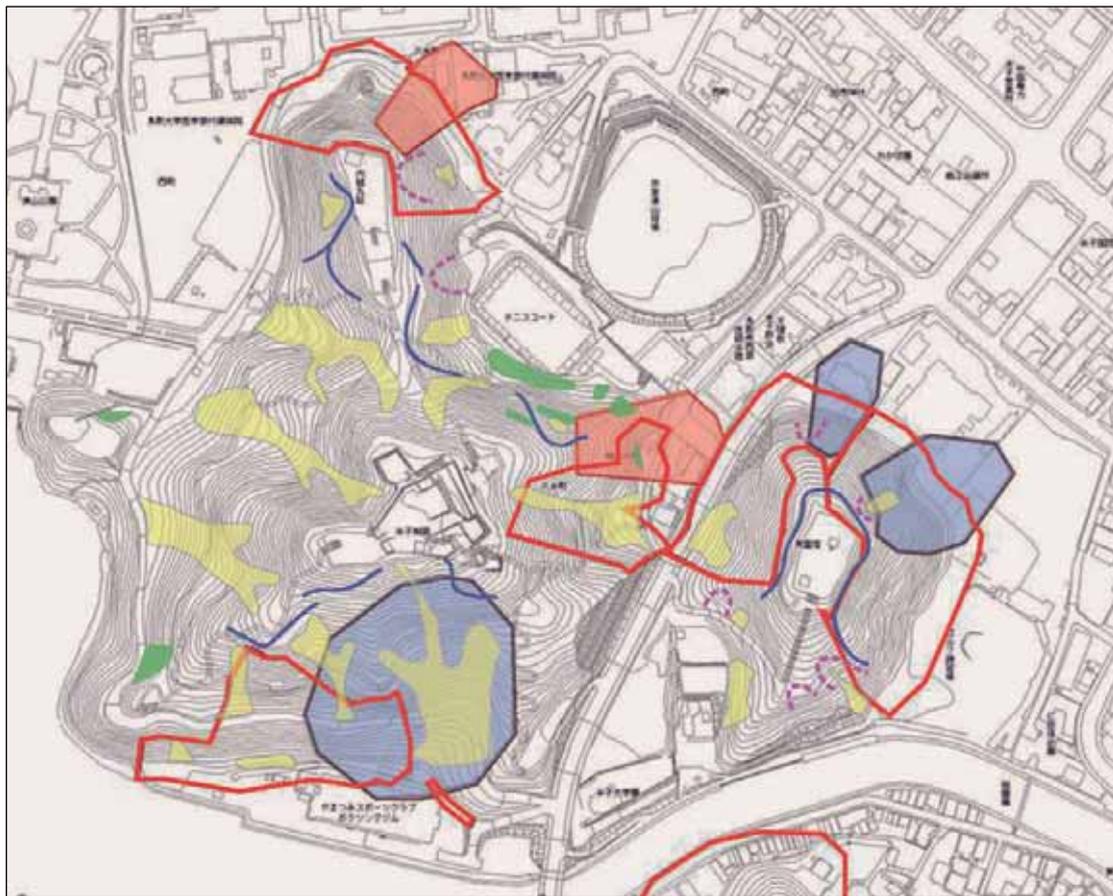
大雪による法面崩落(平成29年2月)

斜面の安定化にむけては、第1段階として地質構造や地盤特性を調査したうえで不安定斜面の状況を把握し、危険度や緊急度の設定、緊急性の高い斜面に対する保護措置の検討が必要である。さらに、第2段階の中長期的な保護措置にむけたボーリング調査や水位測定、安定解析等の必要な詳細調査を検討し、その調査結果を踏まえた城跡としての景観に配慮した保護措置についても検討が必要である。

一方、遺構保護や都市公園としての利用の観点から、緊急性が高いと判断された箇所から、表層すべり対策や落石対策を実施する必要がある。

危険性の高い局所的な斜面の流出箇所や樹木に伴う地盤のオーバーハング箇所、石垣裾の基盤面の流出箇所等は、土壌保護シートの敷設や植生土嚢の充填等、遺構や自然環境を考慮するとともに、地形条件や施工条件、資材運搬経路等に留意した土壌流出防止対策が必要である。

また、湊山と飯山の城跡としての適切な保全整備には、斜面安定化の対策に加え、適切な樹木管理が必要である。法面整備の施工の際には外来種の導入は極力避ける必要がある。



斜面の不安定箇所

- | | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|--------|
|  | 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ |  | 遷急線 |  | 崖錐（推定） |
|  | 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ |  | 崩壊跡地 |  | 不安定斜面 |
|  | 土砂災害特別警戒区域（指定済） | | | | |

【法面の現状】



斜面裾の急峻地



斜面に残る石垣の底部が現れている



基盤岩の露出部（城山大師背後）



ノンフレーム工法による斜面補強
（史跡米子城跡 平成 22・23 年）



同左：平成 30 年 5 月の状況



落石防止ロープ工
（史跡米子城跡 平成 9 年）

【法面保護の整備例】



ノンフレーム工法による斜面補強
(史跡津和野城跡 平成 28 年)



補強材(ロックボルト)と、高強度
ネットによる斜面補強
(史跡新宮城跡 平成 23 年)



同左：植生回復状況
(平成 24 年 6 月)



ヤシ繊維ネットによる斜面保護 (特別史跡一乗谷倉倉氏遺跡)
・平成 16 年 7 月の福井豪雨により被災しその復旧工事



植生土嚢による斜面保護
(特別史跡肥前名護屋城跡)

2) 縄張りの保存

現状の米子城跡は、内郭エリアのうち、埋め立てられた三の丸内堀を除く郭の縄張りが、ほぼ廃城時の形態を示している。

現在、遺構の保全や城跡の顕在化及び来訪者の安全確保を図るために、斜面の樹木伐採が進められている。しかし、近年のゲリラ豪雨や獣害等による石垣裾の基盤面の流出が発生している城跡も全国的に多く見られる。米子城跡においても、城郭の骨格である縄張りを形づくっている石垣とその基盤面の保存を図る必要がある。

また、平成 27 年度に確認された水手御門下郭を形成する石垣や、八幡台郭で確認された築城時の石垣については、戦国末期に築城が開始された米子城の構造を解明する上で、非常に重要である。一部石垣が残るものの、多くは石材が抜き取られているため、背後の斜面も含めた適切な保存を図る必要がある。

【石垣基盤の保存整備例】



石垣裾の基盤のオーバーハング
(史跡有子山城跡)



同左：植生土嚢とネット状フトン
カゴによる基盤の保護



植生シートによる基盤の保護
(史跡有子山城跡)

【残存石垣の保存整備例】



張芝による保護（特別史跡肥前名護屋城跡）



張芝による保護（史跡小峰城跡）

3) 遺構の保存

継続的な発掘調査による新たな価値の発見や、様々なイベントの取組み等から、米子城跡への関心が高まり、来訪者が急増している。それに伴い、史跡の保存に支障をきたしている箇所も見受けられる。特に360度のパノラマが展開する本丸や天守台では、来訪者が集中する箇所において表土の流出や土系硬化舗装の破損による裸地化が顕著になっている。また、山頂への登城路では、石段際の斜面を通行する来訪者が多いことから、土壌の流出箇所も多くみられる。

これらの裸地化箇所は、遺構面の損傷や雨水排水の停滞、裸地化による水みち化等、遺構の破損につながるとともに、来訪者の安全性確保の観点からも保護対策が必要である。

表土の流出防止については、遺構に関する詳細調査との整合を図り、覆土やグランドカバーとなる植栽等による適切な保護措置により、地盤の安定化を図る必要がある。さらに、現状の表土や覆土の踏圧防止、石垣天端付近等の一部立入制限区域の設定について検討する必要がある。

石段際の斜面については、シガラを設置や土壌流出防止材の敷設等、地形に合わせた保護措置の検討が必要である。

【表土の流出、裸地化の状況】



遺構保護土の流出（天守）

- ・来訪者が集中する石垣天端付近の表土が流出し、石垣の保存に支障をきたす恐れがある。



遺構保護土の流出（天守）

- ・来訪者が集中する箇所の遺構保護土が流出し、石垣天端際にむけてすべりやすくなっている。



石段際の土壌の流出（鉄門付近）

- ・石段際を歩くことで、土壌が流出し、雨水排水の水みちとなり、遺構面の損傷につながる。



見学者の踏圧による表土の裸地化
(史跡竹田城跡)



裸地化した遺構面
(史跡竹田城跡 2013年5月)



施
工
後



覆土と張芝による遺構保護
(史跡竹田城跡)



覆土と張芝による遺構面の保護
(史跡竹田城跡)

【土系硬化舗装の状況（米子城跡天守：平成13年(2001)施工）】



土系硬化舗装の破損部（天守）
・破損により段差が生じている。



土系硬化舗装の破損部（天守）
・破損部の表土が固結しすべりやすくなっている。



土系硬化舗装の破損部（天守）
・欠損部の表土が固結し雨水排水に支障をきたしている。

4) 堅堀の保存

平成29年度に確認された堅堀は、本丸東側の谷筋を利用し、二の丸枡形から本丸番所跡方向に直線的に延び、堀の全長は約63m、幅は上端で約13m、深さは北壁側約6m、南壁側約2mで、北側は急崖となっている。堀は麓部分では城山大師裏の切岸につながり、山上部の番所跡付近では堀の幅が広がり、切岸に囲まれた空間となっている。この堅堀は、平成28年度に確認された「登り石垣」と対になっており、湊山北麓にある二の丸をハの字状にこの2つの防御ラインで守っていたと考えられる（第3章P50参照）。

樹木の伐採により堅堀の顕在化を図るとともに、フトンカゴの設置等により堅堀内を流れる雨水排水の分散化や流速の低下を図る必要がある。

○豎堀の現状



豎堀(上方から下方)



豎堀の岩盤削掘部



豎堀上部(番所跡付近)の切岸

○排水対策の整備例



雨水排水の流速低下と分散を目的とした袋型フトンカゴ
平成27年度(史跡津和野城跡：平成25年の豪雨災害復旧工事)



同左：平成30年5月の状況

5) 石垣

石垣は、各郭の縄張りを築いており、米子城の本質的価値の根幹となる城郭遺構である。現在、城跡に残る石垣は、米子城の「歴史の証拠」であり、歴史変遷を語る本物の遺構である。石垣の保存整備には、石垣が持つ象徴的・精神的な意義を認識できるようにしていく必要があり、詳細な検討が不可欠である。

①石垣の保存管理の基本的な考え方

石垣の「保存」とは、石垣が持つ本質的価値を次世代へ伝えていくことであり、下記の5点を考慮する必要がある。石垣保存のためには、日常的な維持管理や観察により不測の変位の防止に努めるとともに、変位の早期発見及び適切な対策が必要である。

- ◆積み上げられた状態で遺存する部分を最大限に活かすこと。
- ◆表面のみならず、背面をも含め立体的な遺構として取り扱うこと。
- ◆全体を「歴史の証拠」であるオリジナル・代替不可能な遺構として取り扱うこと。
- ◆築石・裏込め層・背面基盤層の3要素からなる「安定した構造体」として調和した状態を維持すること。
- ◆築造・加工の技術を伝承すること。

しかしながら、これまで米子城跡における石垣の本格的な現状把握は実施されていない。そのため、石垣の遺存状況及び破損・変形状況等の詳細把握だけではなく、城跡に残る石垣の分布、年代判定、遺存状況、積み方、加工技術、改修履歴、さらには、石垣周辺の利用状況等、石垣遺構全体を対象とした「石垣カルテ」の作成を目的とした石垣基礎調査が必要である。

石垣カルテとは、城跡の石垣に関する情報を網羅的に集約した資料であり、将来発生しうる石垣の修理において、歴史的状況を復元・整備するための基礎的な情報源となるもので、石垣を総合的に把握する意義を持つ。そのためには、石垣カルテ作成後の日常的な観察や維持管理により、所見の追加や更新等、情報の蓄積が重要である。

また、城山は自然を活かした市民の憩いの場として利用されてきた側面があり、これまで多くの樹木が管理されず放置されてきた。これらの樹木は中心市街地における貴重な緑地空間を形成する一方で、その多くが巨木化している。また石垣に近接する樹木や、石垣面や石垣天端近くに生育する樹木は、石垣への過大な負荷を与えており、自然災害時には石垣崩落の要因にもなるため、現在、段階的に石垣保存に支障となる樹木の伐採に取り組んでいる。

さらに、石垣の保存には、日常的な観察に基づく石垣カルテの更新や、石垣の状態を常に良好に維持するための排水管理や樹木管理、清掃等の維持管理の継続とともに、変位箇所の保存修理にむけた検討が必要である。

変位が確認された石垣については、変位の進行具合を把握するための観測や、3次元測量による測量調査等の詳細調査を実施するとともに、公開に伴う安全性確保の観点から応急的措置の必要性についての検討が必要である。それと同時に、変位が見られる石垣の周辺環境調査により石垣の変位原因を推定し、修理方法の検討にむけた基礎資料を収集した上で、石垣の特徴や立地環境を踏まえた石垣の修理方針及び修理方法を検討する必要がある。

石垣の保存管理、修理計画の流れを次項に示す。



桁形石垣の孕み出し

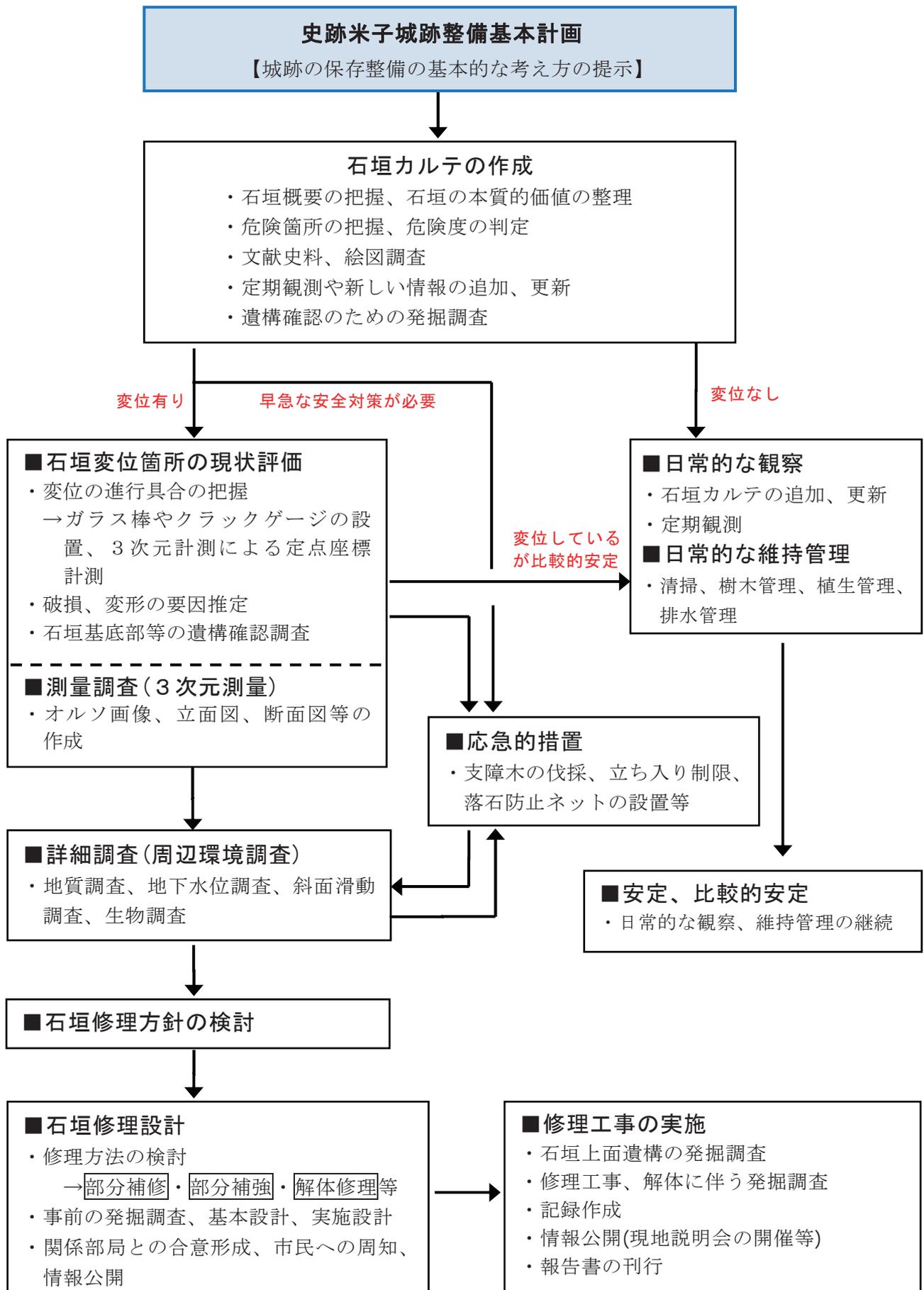


桁形上巨木の倒木



桁形石垣上の樹木根

■石垣の保存管理、修理計画の流れ



②石垣の保存修理の基本的な考え方

記録に残る昭和以降の米子城跡の石垣修理は、昭和 57～59 年(1982～1984)にかけての天守台を中心とした長年の崩落箇所積み直しと、平成 12 年(2000)10 月に発生した鳥取県西部地震による石垣被害の復旧工事を平成 13～14 年(2001～2002)に実施したものがあ

る。今後は、石垣が有する本質的価値の保存・継承を目的に、米子城が機能していた時期に存在していた石垣の保存にむけた対策を第一に考える必要がある。

石垣の修理は、**A：解体を伴わない工法** と **B：解体修理** に分けられる。解体を伴わない工法としては、石垣の現状維持、緩みや孕み等の変位の速度を遅らせる、現状の石垣の強度を高める等を目的に、応急的措置・部分補修・部分補強等がある。一方、石垣が立地する周辺環境等、様々な観点から解体修理が不可欠と判断された石垣においても、本質的価値の保存・継承の理念から、可能な限り必要最小限の範囲での解体修理を実施する必要がある。

なお、米子城跡石垣の保存修理にあたっては、行政組織の体制整備を確立し、文化庁や鳥取県及び「米子城跡整備検討委員会」の指導や助言を受け、米子市の担当部局や関係部局との合意形成を図るとともに、市民の理解や協力を得るべく幅広い周知が必要である。

以下に石垣保存修理の基本方針を示す。

保存修理の基本方針
○石垣カルテを作成し、その追加や更新を図るとともに、石垣保存のための日常的な維持管理等、適切な維持管理を継続する。
○変位箇所の現状評価や詳細調査を行ったうえで、石垣の特徴や緊急性に応じて、修理工事の優先度と適切な修理方針を選択する。
○城跡の本質的価値の根幹である石垣の価値を損なうことのない保存修理とする。
○米子城跡の価値を高める整備、適切な城跡の保存活用にむけた保存修理とする。
○保存修理にむけた体制の確立と関係機関や市民との連携の強化と協力を図る。

③石垣の維持管理

石垣の保存には、石垣カルテの追加、更新とともに、石垣の状態を常に良好に保つための日常的な石垣の維持管理を継続的に行うことが不可欠である。維持管理には、見回り・清掃、雑草・実生木の除去や樹木管理、石垣周辺の排水管理等がある。

・石垣カルテの追加、更新

石垣の日常的な観察や維持管理における石垣カルテへの所見の追加や更新、さらには今後行われる詳細調査結果の石垣カルテへの追加や更新を行い、石垣の基礎資料の充実を図る。

・見回り・清掃

石垣及びその周辺を常に清潔な状態に維持することは、石垣への親しみやすい環境づくりや顕在化を図るためにも必要不可欠である。また、石垣だけではなく、塹壕内の清掃等により、土木遺構の顕在化を図る。

・雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の顕在化や保存の前提として、石垣の表面や天端付近、近接する位置に生育する雑草・実生木の除去や伐採を視野に入れた適切な樹木管理が必要である。現在米子城跡では、市民や地元自治会等のボランティア活動による石垣除草を実施しており、今後も協働の継続を図る必要がある。



石垣面の樹木伐採後の状況
(二の丸石垣)

・石垣周辺の排水管理

米子城は平山城であるため、山上部の雨水排水を系統的に山麓部に流出させることが難しい。表面排水の石垣背面への流入を防ぐとともに、山裾部への雨水排水の流出を分散化させ、斜面の保全を図る必要がある。また、背後に法面を有する石垣については、近年多発する豪雨時における排水状況や石垣への影響の有無を確認する必要がある。

④石垣変位計測

近年、石垣管理における変位計測の重要性が認識され、史跡盛岡城跡や史跡金沢城跡等、各地の城跡で体系的な石垣の変位計測が実施されている。簡易な手法としては、隣り合う石材間のズレや石材の割れの広がりやを把握するためのガラス棒の設置や、石材間や石材における割れの進行の計測を目的としたクラックゲージの設置が多用されている。さらに詳細な計測が必要な場合は、石材に標点を設置し、測量機器による3次元座標計測の実施も検討する。

【石垣変位計測の参考例】



石材の割れ部にガラス棒を設置
(史跡丸亀城跡)



クラックゲージの設置
(史跡小峰城跡)



3次元座標計測用標点の設置
(史跡高松城跡)

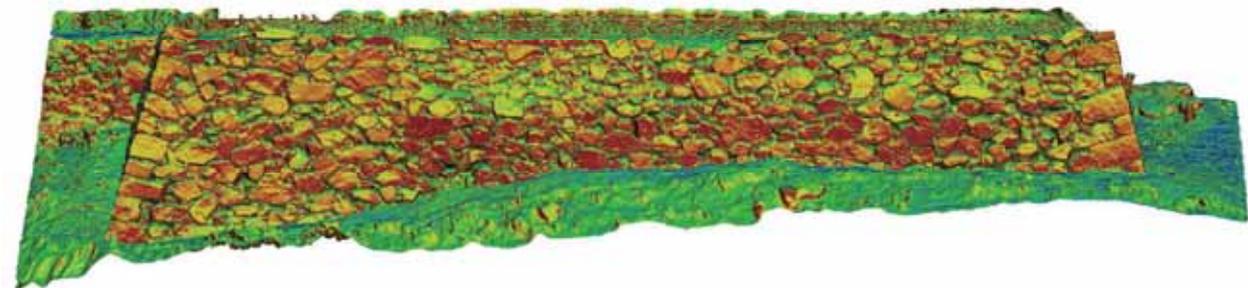
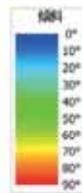
⑤基礎資料の作成（測量図作成）

3次元測量から石垣の現状把握や保存修理方針の検討に不可欠な測量図（オルソ画像、立面図、縦断面図、横断面図等）を作成する。この基礎資料は、石垣構築技術や改修履歴等、今後の石垣の調

査研究にも有効な資料となるだけでなく、3次元測量を活用した変位の可視化や変状による安定性の評価手法の1つである「孕み出し指数」(最大孕み出し量/孕み出しの生じている部分の石垣高さ)等の現状評価にも有効に活用する。このような基礎資料を基に、行政の文化財担当職員の日常的な観察を加えていくことが、石垣の現状把握には不可欠である。



【3次元写真測量によるオルソ画像と断面図】(例：豊岡市 市史跡出石城跡)



【3次元写真測量による石垣の孕み出し表示】

⑥周辺環境調査

石垣の変状は、石垣の構造体(築石部・裏込め層・基盤層)の変位のみならず、石垣の立地する環境(石垣に近い位置にある巨木化した樹木、石垣が構築されている基礎地盤、石垣背後の斜面の変位、石垣上面の雨水排水や地下水位等)の影響を受けている場合も想定される。米子城跡においては、石垣の基礎地盤となる湊山の地質構造と地盤特性の把握が必要であり、中長期的な計画に基づいた総合的な地盤調査の計画が必要である。

米子城跡の特徴的な遺構である登り石垣や豎堀は斜面に築かれている。これらの遺構の保護には、地質調査・地下水位調査・斜面滑動調査等を実施し、土木工学的な観点からの対処法の検討も必要である。また湊山は、県内でも稀な植物や生物の生息地でもある。石垣の保存修理にはそれらへの影響を検討する必要がある。

【周辺環境調査の参考例】



石垣前面斜面の観測
(市史跡出石城跡)
・孔内傾斜と地下水位観測



石垣上部斜面の変位観測
(史跡金沢城跡)

⑦保存修理方法

米子城跡の本質的価値の根幹をなす石垣の保存修理にむけては、変位箇所の的確な現状評価、変位要因の推定、対象石垣の特徴を考慮し、多様な修理の方法（現状保護・部分補修・部分補強・解体修理等）から適切な修理方針とその優先順位を検討する必要がある。

a. 応急的措置

変位を確認した石垣については、石垣の保存と安全確保のため、変位の度合い、石垣の立地（周辺の土地利用、動線等）、安全な公開活用の観点から、応急的措置の必要性とその手法を検討する必要がある。目的は、石垣の現状維持と災害による崩落の拡大等の防止、経年による石垣の破損・崩落等を遅滞させることであり、根本的な解決策でないことが前提である。

ア. 支障木の伐採

- ・石垣面や石垣裾部及び石垣天端に生育する樹木等、石垣の適切な保存管理の前提として、これらの樹木の計画的な伐採を継続して行う。

イ. 落石防止ネットの設置

- ・石垣の立地する場所によっては、万が一の石垣崩落時に、崩落範囲を最小限に留めることや、人的被害を未然に防ぐことを目的に落石防止ネットの設置を検討する。
- ・落石防止ネットは、これまで従来の金網タイプのものが多く使用されているが、景観面や耐久性の観点からポリエステル製ネットを設置している城跡もある。さらに、修理後の石垣においても間詰め石の転落の広がりをも最小限に留めることを目的に、ポリエステル製の繊維ネットを設置している城跡もある。変位具合と設置場所等の条件に応じた材質のネットを選定する必要がある。

ウ. 石垣前面の立ち入り制限

- ・石垣の適切な保存と地震等の突発的な自然災害に備え、来訪者への危険回避のために、石垣の変位箇所のみならず、立地する場所によっては石垣前面への立ち入りを制限する措置について検討する。

エ. 石垣前面の地盤保護

- ・近年の豪雨や地震等の自然災害により、石垣前面地盤の流出が全国の多くの城跡で問題となっている。石垣前面地盤の流出は、石垣そのものの崩壊につながる恐れがあるので、シガラ工や土壌流出防止シートの設置、またそれらの組み合わせにより適切な地盤保護を図る。米子城跡においては、石垣前面地盤が斜面となっている箇所も多く、城跡としての適切な樹木管理のあり方と整合性を図る必要がある。

オ. 現状保護

- ・水手御門下郭等、石垣が一部崩落しているものの現状が安定し利用上の危険性が低いと考えられる石垣では、縄張りの保存整備計画との整合性を図り、該当箇所の修理方針を位置づける必要がある。それまでは遺存している石垣や斜面の安定化を目的とした手法で現状保護を図る。

カ. 石垣の押さえ

- ・石垣の孕み出しや石材の欠落等が顕著な場合は、本格的な修理工事に至るまで、石垣を押さえる措置について検討する。現状では、石垣の押さえを必要とする箇所は見られないが、変位箇所の現状評価により、変位の進行が確認された箇所については、必要に応じて石垣の押さえを検討する。

【落石防止ネットの設置の参考例】



金網ネット（史跡津和野城跡）



ポリエステル製ネット
（史跡鳥取城跡）



ポリエステル製繊維ネット
（特別史跡江戸城跡）

【石垣前面の立ち入り制限の参考例】



四つ目垣による立ち入り制限
（史跡和歌山城跡）



柵による立ち入り制限
（特別史跡名古屋城跡）



ロープ柵による立ち入り制限
（特別史跡姫路城跡）

【現状保護の参考例】



植生土嚢の充填
(特別史跡安土城跡)



植生土嚢の充填（史跡竹田城跡）

b. 部分補修

石垣の安定性に大きな影響を与えていないと考えられる石材の割れや欠落等の局所的劣化に対しては、間詰め石補充や破損石材の補修等の部分的補修による対応を検討する。部分補修により対応する箇所は、個々でその状況が異なり状況に応じた適切な対応を要するため、今後の維持管理にむけてその状況や補修過程を記録する必要がある。

ア. 間詰め石補充

- ・経年変化に伴い間詰め石が欠落した箇所については、間詰め石を補充する。なお現状の間詰め石の石質を確認し、その入手先について事前の確認が必要である。
- ・間詰め石の補充は、石垣の不安定化の抑制効果があり特に地震時にその効果が大きく、石垣の安定性は10～20%向上するとの検証も行われている。

イ. 築石欠落部の補充

- ・石材の風化や石垣周辺の樹木の影響等による築石の欠落部は、放置すると裏込め層や背面基盤が流出し、内部の空洞化や石垣の崩壊につながる恐れがあるので、同種の石材により欠落部の詰石補充を行う。
- ・補充する石材の入手先について、事前に確認しておく必要がある。

ウ. 石材の割れに対する補強

- ・石材の割れの程度により、接着剤等を注入して接合を図る。
- ・該当箇所ごとに状況が異なり個別での対応となるため、その過程を記録することが重要である。
- ・取り外しを伴わないため、原位置での作業となり、接着剤等の注入の効果は明確ではないが、割れの進行抑止や石材内部への雨水浸入防止の効果は期待できる。

【間詰め石の補充の参考例（特別史跡姫路城跡）】



修理前



修理後

【築石欠落部の補充の参考例（史跡和歌山城跡）】



修理前



修理後

【石材の割れに対する補強の参考例（史跡和歌山城跡）】



修理前



修理後（樹脂材の充填＋擬岩処理）

【石垣部分補修の記録作成】

石材修理記録		管理番号			
基礎情報	石番号 西-14	管理年月日 平成29年	2月	12日	記録者
位置	石垣名称 新定御門東側	石垣種別 野面積りで構成された石垣一部割石が用いられている			
	石垣用途記 計画立案前	場所 御門	御門から続く石垣部		
	特徴	石質特性 野面積みの自然石と割石が混在している	石質設計 緑地井原		
計測値	総延長 H 40 m	断面形状	<input type="checkbox"/> 縦	<input checked="" type="checkbox"/> 斜	<input type="checkbox"/> 逆勾
	幅員 W 70 m	加工状況	<input checked="" type="checkbox"/> 加工(粗)	<input type="checkbox"/> 加工(滑)	<input type="checkbox"/> 切面野面積
	総高さ L 45 m	面の傾み方	<input type="checkbox"/> 垂直	<input type="checkbox"/> 垂直内傾	<input checked="" type="checkbox"/> 内傾
	重量 240 kg		<input type="checkbox"/> 凹凸傾み	<input type="checkbox"/> 傾面傾み	<input type="checkbox"/> 野面積み
使用機材	<input type="checkbox"/> 両刃	<input checked="" type="checkbox"/> 丸鋸	<input type="checkbox"/> 鎌	<input type="checkbox"/> 鍬	<input type="checkbox"/> その他
研削区分	a 新石(1) 表面研削	b 新石(2) 表面研削			
修理区分	1 砕石工	2 表面研削	3 石材加工	4 調整(削り)	
	2 補充石工	3 表面研削	4 表面研削	5 石材加工	6 補充石工
	3 石材埋込	1 シール	2 樹脂埋込	3 シール	4 埋込
	4 石材埋込	1 シール	2 シール	3 埋込	4 埋込
	5 その他				
修理前の状況	修理後の状況				
					
備考					

石材修理記録 (作業写真)		管理番号		
写真説明	補充石型作成			
				
方法と考察	手洗い・高圧洗浄機・高圧水		ビニールで石材の形状を型取り後ベニヤ板で表面の型を作成調整	
写真強化	写真強化			
				
方法と考察	既存石材の表面に合流処理強化		樹脂+砂で空隙を詰める	

石材修理記録 (作業写真)		管理番号		
写真強化	写真強化			
				
方法と考察	エポキシ樹脂注入		表面との一体化を図り10mmの鉄筋挿入	
写真強化	写真強化			
				
方法と考察	鉄筋をエポキシ樹脂で固定		樹脂+高純度で表面の石材を強化	

石材修理記録 (作業写真)		管理番号		
補充石石積み	調整表面			
				
方法と考察			調整ポイントによる隙間石と補充石の調整作業	
写真強化	写真強化			
				
方法と考察			調整	

c. 部分補強

顕著な孕み出し等石垣の局所劣化が見られる場合は、土地利用や景観面等の観点も考慮し、部分補強のあり方とその手法を検討する。



コンクリート構造物による石垣
前面の補強（特別史跡熊本城跡）

d. 解体修理

石垣の局所劣化や構造劣化が著しく、現状評価や詳細調査を基に再検討した結果、解体修理が不可避と判断された場合については、本質的価値の保存・継承の理念から、可能な限り必要最小限の範囲における解体修理を実施する。石垣の解体は、修理における一工程であるのみならず、石垣の持つ本質的価値を顕在化させ、それを記録し、後世に伝えるための最後の機会となる極めて重要な調査段階でもある。そのため、工事発注者、解体に伴う発掘調査を担当する文化財担当職員、工事請負者、城郭石垣工事技能者、監理者等、関係者における共通認識、情報共有、役割分担の明確化が必要である。

解体修理における留意事項を以下に示す。

ア. 事前調査

○各種の調査による変位原因の推定

- ・各種の調査により事前に変位原因を推定し、解体修理に伴いその改善を図る。しかし、事前の推定と異なる原因が発見されることもあるので、固定概念に捉われず、解体時に注意深く観察する必要がある。

○事前の発掘調査

- ・修理の基本設計、実施設計の作成にあたり、現状の把握を目的とした必要最小限の調査が必要である。

○石垣上面遺構の発掘調査

- ・石垣解体に伴い石垣上面が失われるので、往時の遺構の確認と記録作成を行うための調査が必要である。

○事前準備

- ・公園管理者、観光等の関係部局との調整を図る。

イ. 修理に伴う調査

○修理に伴う文化財調査

- ・石垣背面構造の確認、改修履歴の確認、変位原因の特定、それらの記録を作成する。

ウ. 修理工事

○修理工事にむけて

- ・新補石材の入手の可否について事前の確認が必要である。
- ・伝統技術に基づく修理工事の特記仕様書の作成
- ・文化財石垣の修理工事に堪能な石工の確保と人材育成

○修理工事のための記録

- ・解体前の石垣記録（写真撮影、番号付け、墨打ち等）
- ・石材調査記録の作成（再利用の可否、所見等）
- ・積み直しに伴う記録（石材調査記録の追加や更新、新補石の配置、補強方法の記録等）

○情報公開（現地見学会の開催、社会学習の場としての活用）

【石垣解体修理時の記録作成の参考例】

石材調査シート		調査位置	山形県	整理番号	—
石材番号	角-2	石材位置	北西面	2段目	
解体年月日	2018年5月11日(水)	記入者			
①計測値(計測最大値)		②石材名称	花崗岩		
幅	99 cm	③配石状況	縦 横 斜 逆		
小面積	97 cm	④石材加工	野面石 割石 切石		
大面積	118 cm	⑤石積方法	野面積み 布積み 布積み直し 互積み 落し積み 架かけ積み 壁工積み		
重量	840 kg				
⑥配置位置		⑦矢穴形状			
⑧各種傷跡		⑨所見(略図:各種傷跡・加工範囲・加工器具等記載)			
⑩石材利用判断		⑪備考			



エ. 修理工事後の記録

- 完成測量
- 修理工事報告書の刊行
- 石垣カルテによる日常管理

オ. 体制整備

○修理工事の役割分担の明確化

- ・文化財部局（行政）、工事請負者、石垣工事技能者（石工）、設計監理者、測量業者等の役割分担を明確にしておく必要がある。

カ. 石垣修理工事の内容や成果の情報発信

石垣解体修理工事を実施する場合は、解体に伴う発掘調査で得た情報や工事内容を記載した説明板等を設置し、石垣の保存修理工事に対する理解と周知を図る。

その際、工事中の見学会の開催や工事状況がわかる説明板の設置等工事や調査の進捗状況を情報発信し、市民のみならず多くの人々の関心や興味を高めてもらう取組みを行う。

また工事終了後は、その成果を報告するパンフレットや整備報告書の刊行、市ホームページでの公開等、幅広い情報発信を図る。

【石垣修理工事の説明板の参考例】



イラストを用いた石垣修理工事の説明看板（史跡小峰城跡）



修理工事の説明看板（史跡松江城跡）



修理工事の説明看板（県史跡郡山城跡）



石垣修理工事の説明板（唐津城跡）



同 左



石垣復元整備工事の説明板（特別史跡肥前名護屋城跡）

【工事見学会の参考例】



修理工事の現地見学会（市史跡出石城跡）



修理工事の現地見学会（唐津城跡）



現地見学会での補充栗石へのメッセージ記入（史跡和歌山城跡）

【調査・整備概要パンフレットの参考例】



保存修理事業の成果報告（史跡丸亀城跡）



保存修理事業の成果報告（唐津城跡）

6) 自然環境

文化財の保護、来訪者の安全確保及び景観確保等に影響のある樹木に関しては、伐採や剪定等の適切な管理が必要であるが、一方では古くから親しまれてきた自然環境の保護も重要である。

- ・ 樹木調査、植生調査の成果を受け、貴重な古木、大木及び植物については適宜保護を図る。
- ・ 湊山公園側登城口から内膳丸に至るイロハモミジや各所に群生しているウバユリ等、米子城跡における特徴的な植物の保護を図る。
- ・ 市街地の貴重な樹林である城山（湊山）に生息する動物について調査を行い、保護を図る。
- ・ 海城としての特徴を活かし、日本最大級の野鳥の飛来地である中海水辺の野鳥観察スポットとしても周知を図る。



オオバン



コガモ



ホシハジロ

3 活用のための整備計画

保存整備を行う一方で、登城路等の園路や便益施設、サインの整備等、来訪者の安全・快適な利用を促し史跡の利活用に資するための活用整備にも取り組んでいく。特に、現状で不備を指摘されている登城路等の園路やサインについては、早急に取り組む。また、現存していない歴史的建造物の復元については、米子城跡の本質的価値を理解する上で必要、かつ、調査研究により資料的にも復元可能と判断されたものについて、中長期的に取り組むものとする。

(1) 遺構整備

発掘調査及び文献、絵図等の調査研究成果に基づく客観性の確保に十分留意しながら、史跡米子城跡の価値を視覚的に来訪者に伝達できる適切な遺構整備を行う。

1) 遺構の表現

- ・調査研究の成果に基づき、客観性を確保した適切な手法を用いて、来訪者に往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現を行う。
- ・遺構の平面表示等の整備を行う場合、事前に古絵図、文献史料等の調査及び発掘調査を実施し、史実に基づいた十分な学術的根拠を得た上で、文化庁、鳥取県教育委員会、米子市文化財保護審議会等の指導を踏まえて実施する。
- ・歴史的建造物の復元整備については、第2節で詳述する。

2) 遺構の顕在化

- ・地表に露出している郭・塹堀・横堀・堀切等の城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を見せる見どころづくりを行う。
- ・往時の登城動線の解明を進め、現況の利用状況との整合性を取りながら動線の設定を行う。特に、大手門→大手通り→枳形→二の丸→本丸の動線整備を早急に行う。
- ・米子城跡の全体像を理解する上で、現在埋め立てられている内堀の表出、修復等は必要であり、史跡追加指定に併せて整備方法について詳細な検討を行う。
- ・遺構の視認性の確保のために、自然環境にも配慮しながら、伐採や剪定等適切な樹木管理を行う。

①石垣

石垣は、園路等からの視認性を確保できるよう、樹木の伐採や剪定等を行う。また変形、不安定箇所及び崩落の可能性が高いものについては、石垣調査の成果に基づき、現状保存を基本とした保全措置を講ずることを検討し、やむを得ない場合には石垣の積み直し等を行う。

②郭平坦面・建物跡

- ・調査研究の成果により、往時の地形や利用形態等、その場所が持つ特性を明らかにして、来訪者がそれらの特性を十分に理解できるよう遺構の平面表示やサイン整備等を実施する。
- ・調査研究の成果から、意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等の面において客観性の確保が可能で、かつ、遺構を損傷させるものではない場合には、往時の建造物の復元等を行う。

③登城路等

来訪者が利用もしくは立入る登城路等の場所については、遺構の状態を踏まえ、その保存が確実にできるよう適切な手法による舗装等の整備を行う。

④城郭遺構（塹堀、登り石垣、井戸等）

発掘調査等により、遺構の往時の姿・形態や利用形態等を明らかにし、来訪者がそれらの特性を十分に理解できる手法による遺構整備を行う。

（2）サイン等の解説ツールの整備

来訪者が現地で米子城跡を理解するうえで、必要不可欠な事項についてのサインを整備し、併せて多言語化についても検討する。

1）サイン整備計画

現在の米子城跡での各種のサインは、史跡名称碑、郭説明標柱、道標（行先表示）、各種の案内板や説明板が設置されているが、デザインや案内表記の統一が十分に図られているとは言い難く、また現在の設置されているサインの一部には老朽化が見られる。そのため、米子城跡の多様な価値の幅広い周知、また来訪者の増加に伴う史跡保護や適切な活用を促すためのサインのデザインや内容、配置について再検討が必要である。

サイン整備計画の検討にあたり、米子城跡や城下町エリアにおけるサインの現状と課題を以下に示す。

現 状 と 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・位置図等が少なく、園路内での場所やコースが分かりにくい。 ・多言語化への対応ができていない。 ・解説標柱は、ほぼ郭ごとに設置されているが、情報提供が十分ではない。 ・史跡名称碑が二の丸枳形付近の1カ所のみを設置に留まっている。 ・各郭において古絵図や写真等と対比できる内容となっておらず、米子城跡での位置づけが理解しにくい。 ・登り石垣や塹堀等、新たに確認された遺構についての説明板が設置されていない。 ・米子城跡の見どころ案内や順路案内のサインが設置されていない。 ・来訪者の急増に伴う史跡でのマナー啓発のサインが設置されていない。 ・米子城跡の存在を感じることができるサインが城下町エリアに不足している。 ・城下町エリアに往時の名残を残す町名や小路名の表示板が設置されている。 ・市街地開発に伴い消失した内堀及び外堀の跡地にあたる道路に、米子城の構成要素である内堀及び外堀であったことを示す標示板が設置されたが、城郭におけるそれぞれの位置づけが理解しにくい。

サイン整備計画では、施設や空間において「来訪者が必要な情報」や「管理者側が伝えるべき情報」を洗い出し、「伝える情報の種類」や「伝える場所」を検討し、整備するサインの種類を決定していく必要がある。

米子城跡の保存と活用に必要なサインを、伝達すべき情報の要素から「案内」・「記名」・「解説」・「誘導」・「注意」・「自然環境」の6種類に分け、情報伝達の目的と現状のサインを以下に示す。

種別	目 的	現状のサイン
案内	<ul style="list-style-type: none"> 米子城跡の範囲の全体像を伝える。 地図等の表現により、米子城跡内または城下町エリアと現在地の関係を明確にする。 減災のための必要な情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 米子城跡（湊山公園）案内地図 米子城跡周辺案内地図 米子市周辺案内地図 避難場所案内図 等
記名	<ul style="list-style-type: none"> 史跡名称や郭名称等の特定地点を明確に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡名称碑 郭説明名称標柱
解説	<ul style="list-style-type: none"> 米子城跡の概要、遺構の解説、城下町の歴史等、理解を深めるための情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板 文化財説明板 等
誘導	<ul style="list-style-type: none"> ルートマップやガイドマップとの整合を図り、米子城跡及び城下町エリアのスムーズな散策を補完する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行先表示
注意	<ul style="list-style-type: none"> 米子城跡の保存と適切な活用上の禁止事項や利用注意等、行動規制に関する情報を明確に示す。 城跡を訪れる際に必要なマナー啓発、心得等を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限表示（仮設） 法規制表示 等
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地に残る貴重な自然環境に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境説明板 樹名板

■現状の主なサイン

【案内】



米子城跡案内地図



米子城跡周辺案内地図



米子市周辺案内地図



石仏めぐりコース図



米子まち歩き地図



避難場所案内図

【記名】



史跡名称碑(左)



郭説明標柱



内堀跡地に設置された標識



外堀跡地に設置された標識



城下町の名残を示す小路の標示板



【解説】



米子城跡の説明板



米子城跡の説明板



史跡地内の文化財説明板



飯山に関する歴史説明板



中海沿い散策路に設置されている米子城跡の説明板



城下町内の公園に設置されている米子城跡に関連する説明板

【誘導】



行先表示



行先表示



行先表示

【注意】



石垣保護のために緊急的に設置した立入制限の表示



鳥獣保護区の表示



急傾斜地崩壊危険箇所の表示

【自然環境】



湊山の植物と野鳥に関する説明板



湊山公園内の樹名板



現状と課題やサイン設置の目的（伝える情報の種類）を踏まえ、サイン整備の基本的な考え方や整備方針を以下に示す。また、設置場所について、サイン整備計画位置図（P108）に示す。

基本的な考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者にとって現地で必要不可欠な事項についてのサインを整備することで、米子城跡の正しい理解につなげる。 ・ 米子城跡の保存及び次世代へ継承していくことの意義を伝達することで、米子城跡への誇りや愛着を持つことができるようにする。 ・ 米子城跡の適切な保存と活用のために、必要最小限のサインを設置する。
整備方針	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ サインは、重要な遺構や地区が位置する場所、良好な眺望が得られる場所、見学のための主要分岐箇所等に配置する。 ・ サインの形状や設置場所は、石垣や枳形等をはじめとする遺構の見学を阻害しないように留意する。 ・ サインの設置に際しては、遺構への影響が最小限となるように留意する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達の目的を明確にした内容とする。 ・ 米子城跡の多様な価値、史跡指定範囲、歴史的変遷等の解説を行う。 ・ 米子城跡の特徴を顕著に表す遺構や、エリア及び眺望等についての解説を行う。 ・ 案内解説が多くの人に理解しやすいよう、城跡や遺構のイラスト、発掘調査の写真等を積極的に取り入れる。 ・ 米子城跡が有する城郭としての価値以外の自然や景観、公園等他の要素の価値についての解説を行う。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城跡の景観に調和するデザインや外観とする。 ・ 情報の追加更新が可能な構造、形状とする。 ・ 耐候性を考慮し、維持管理しやすい素材を使用する。
表記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な範囲で多言語化表記やピクトグラムとの併記に努める。 ・ マナー啓発、危険表示や禁止行為は、言語を問わず認識できるようにピクトグラム等を使用する。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドマップやパンフレット等との整合性を図る。 ・史跡指定地内に留まらず、米子城跡周辺のサインも含め総合的に検討する。 ・城下町エリアも含め、中心市街地に米子城跡の存在を感じることができるサインの設置を検討する。
-----	---

サイン整備の種別

目的		掲載情報等	設置箇所
案内	城跡案内	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡全体の案内（見学ルート、位置図、注意喚起等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・枅形登城口、表坂登城口、深浦側登城口、飯山登城口、中海側登城口、湊山公園側登城口、三の丸内堀跡付近、二の丸裏御門側虎口、二の丸登城路、深浦郭入口、水手郭入口、内膳丸入口、本丸鉄門跡付近
	周辺案内	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町エリアも含めた総構範囲の案内 ・米子市周辺の広域の案内 ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸東屋(既存)
記名	史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・枅形登城口(既存) ・湊山公園側登城口
	郭	<ul style="list-style-type: none"> ・郭の名称表示 ・郭の解説 ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・各郭
解説	城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の概要説明（概要、指定範囲、歴史等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・枅形登城口(既存)、湊山公園側登城口(既存)
	各種遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内の遺構説明（天守台、登り石垣、竪堀等） ・城跡周辺の説明（内堀、外堀、城下町エリア等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内各所 ・遺構各所 ・郭跡、城下町各所
	石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴解説（積み方・特徴等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣各所
	調査・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や保存整備における情報公開と安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査箇所、整備工事箇所
誘導	行先表示	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内の順路案内 ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内通路
注意	危険表示	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の危険表示（利用上の注意等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内各所
	禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡保存のための禁止事項（立入制限、火気使用厳禁、ドローンの使用禁止等） ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡内各所
自然環境	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木、植物、野鳥等の説明 ・表記の多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸(既存)、内膳丸、飯山（采女丸）等

■サインの整備例

【案内】



総合案内板（史跡烏帽子形城跡）



総合案内板（史跡松坂城跡）



総合案内板（特別史跡姫路城跡）

【記名】



郭説明板（史跡鳥取城跡）



郭説明板（県史跡大洲城跡）



史跡名称（史跡恵美須ヶ鼻造船所跡）

【解説】



遺構解説板（史跡烏帽子形城跡）



石垣説明（史跡金沢城跡）



遺構説明（史跡会津若松城跡）



石垣説明（史跡金沢城跡）



石垣説明（史跡和歌山城跡）



石垣説明（特別史跡姫路城跡）



石垣説明とルートマップ
（史跡金沢城跡）



城下町での遺構説明（滋賀県彦根市）



城下町での遺構説明（和歌山市）



武家屋敷跡の説明（愛媛県大洲市）



城下町の説明（兵庫県龍野市）



城下町の説明（岐阜市）



発掘調査の説明（史跡小牧山）



石垣整備の説明（史跡丸亀城跡）



石垣整備の説明（史跡金沢城跡）

【誘導】



位置図兼行先案内（史跡小牧山）



行先案内(多言語化)
（史跡和歌山城跡）



城下町の行先表示（愛知県岡崎市）

【注意】



注意喚起（史跡苗木城跡）



注意喚起（史跡備中松山城跡）



石垣への注意（市史跡福知山城跡）



石垣への注意（史跡松坂城跡）



石垣への注意（史跡津山城跡）



石垣への注意（史跡竹田城跡）



マナー啓発（史跡松坂城跡）



マナー啓発（史跡竹田城跡）



禁止行為の説明（史跡竹田城跡）



禁止行為の説明（史跡烏帽子形城跡）



ピクトグラムを用いた禁止行為の説明（史跡宇和島城）



ピクトグラムを用いた禁止行為の説明（史跡会津若松城）

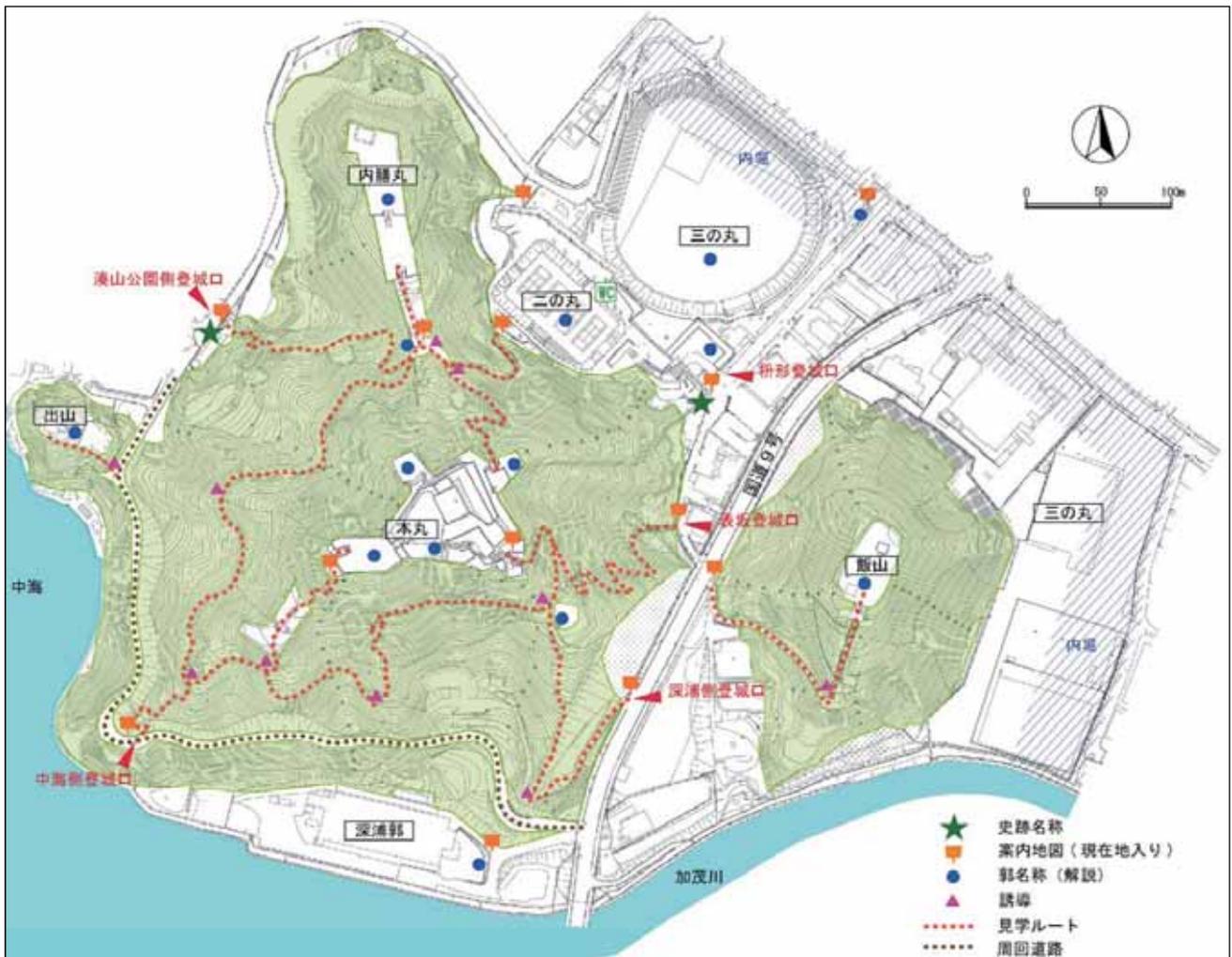
【自然環境】



樹木の説明（史跡丸亀城跡）



樹木の説明（史跡竹田城跡）



サイン整備計画位置図

2) 最新技術を活用したセルフガイドツール等の整備

米子城跡の価値を来訪者に適切に伝えるため、サイン以外の様々な媒体の活用を検討する。携帯情報端末等を利用して、現地において来訪者自らが米子城跡に関する様々な情報が得られるセルフガイドツール等の整備を検討する。

○拡張現実（AR）

往時の米子城の姿を想起させる再現画像等について、携帯情報端末を通じて見ることができ、アプリケーションソフト等の活用を検討する。また、ガイダンス施設等での展示についても、ジオラマ等を活用し体感できる展示を行う。調査研究成果から推定される最新の情報提供となるよう適宜、更新を図る。

○情報提供

発掘調査により出土した遺構・遺物、整備事業についての解説等、米子城跡に関連する多様な情報について、携帯情報端末を通じて見ることができ、その際、周辺地域の観光情報等もあわせて効果的な情報発信を行う。

○教育資料

教育的な視点も考慮し、子ども等が遊びながら米子城跡を巡ることができるプログラムの作成、提供を行う。

3) 市民、観光客等が米子城跡の存在を身近に、日常的に感じる整備

- 城下町エリア各所において、現在実施している日常的に米子城跡の存在を感じることできる表示（「外堀通り」、「内堀通り」等、通称名のサイン）の設置を継続して行う。
- 米子城跡周辺及び城下町エリアに米子城跡のビューポイント（眺望スポット）を明示したサイン等を設置する。

(3) ガイダンス施設の整備

史跡のガイダンス施設整備については、史跡指定地外での設置が原則であるため、史跡指定地近隣に存する既存建物の活用も含め検討する。なお、史跡米子城跡の周辺地域は市街化が進んでおり適地の確保が困難な場合が想定されるため、史跡指定地内でのトイレ等に併設した小規模な施設の設置等についても検討する。

なお、施設整備内容は、

- ①米子城に関する簡単な概要解説(パネル、映像等の利用)
- ②米子城跡及び城下町の見学・散策ルートのご案内
- ③見学ツール(パンフレット等)の配布
- ④ガイドによる見学の受付

等を想定している。

ガイダンス施設及び体験学習施設、管理・運営施設等の建築は、特に理由がある場合を除き、原則として史跡等の指定地外に建設すること。史跡等指定地の隣接地にこれらの施設を建設する場合には、施設が指定地内からの眺望景観及び史跡等整備における全体の空間構成を著しく阻害することのないよう十分注意すること。また、施設の規模及び意匠が過大にならないよう常に心掛け、史跡等の歴史的景観と調和した施設の意匠にも配慮すること。

(『史跡等整備のてびき 2005.6』より)

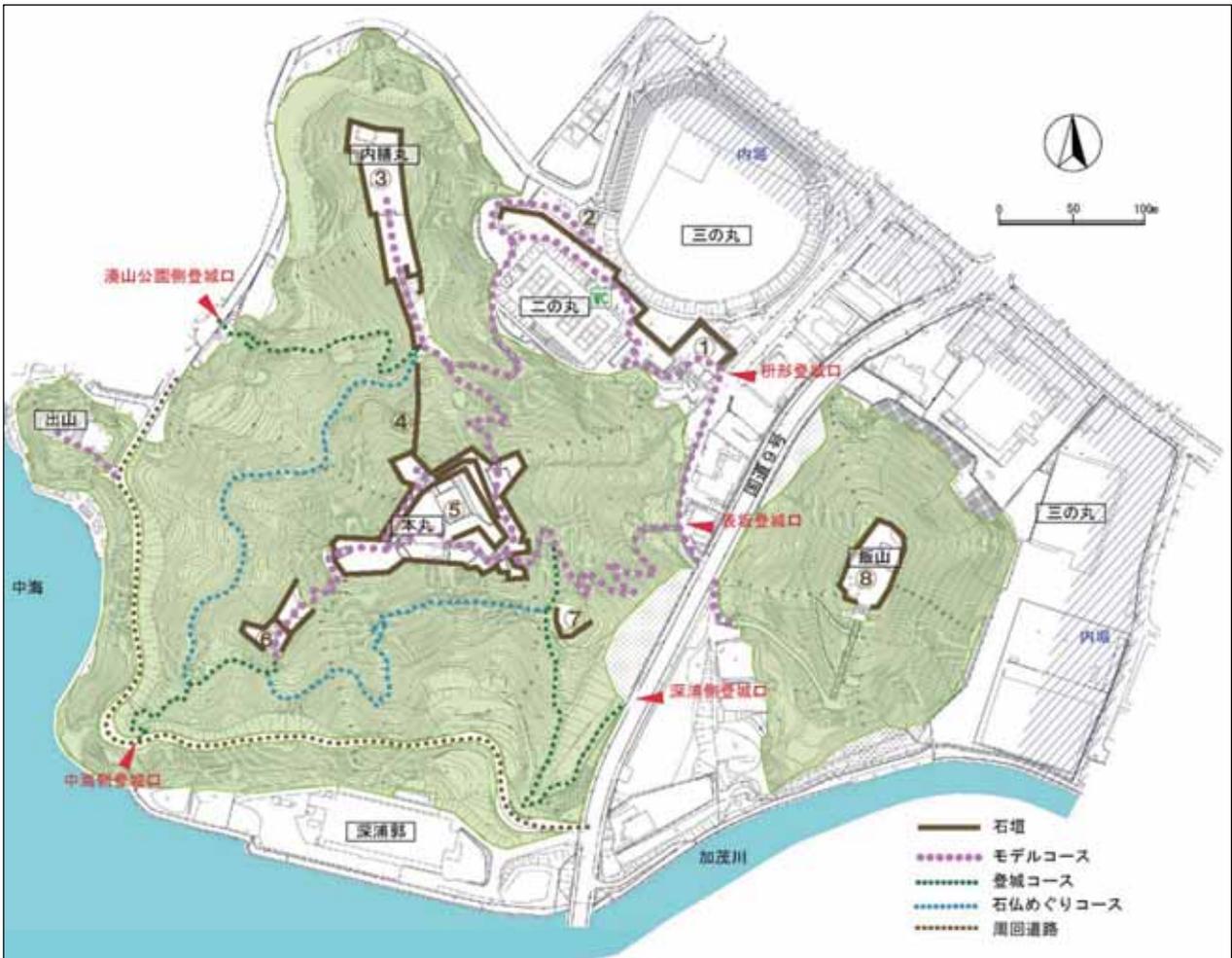
(4) 動線となる園路等施設の整備

1) 園路等の整備

既存の登城路等の活用を基本としつつ、調査研究の成果を活用し往時の道（動線）の位置にも留意しながら場所等を設定する。また、都市公園としての散策やレクリエーション等、様々な動線を確保し、多方面から多目的に米子城跡の魅力を体感できる園路整備を実施する。来訪者の安全、景観、自然環境への影響、耐久性を考慮し、安全性、快適性を向上するための整備（土系舗装の修繕、石段の外れやぐらつきの改修、補助階段、スロープ、手すり等）を行う。さらに、雨水の処置方法を検討し改善を行う。

2) 転落防止柵・照明の設置

設置の必要性や景観への配慮、遺構への影響等を勘案し、望ましいあり方を検討する。



動線計画図

(5) 樹木の伐採、剪定等適切な管理の実施

石垣等の遺構の保全、来訪者への安全確保、遺構の可視性の復元と維持のための適切な管理を実施する。管理にあたっては、貴重な植物など自然環境にも配慮し、継続的な取組が必要であるため、その方策について学識経験者等の指導助言を得ながら検討する。以下に基本的な方針を示す。

1) 遺構や来訪者への悪影響の排除

- ・ 石垣等の遺構の保全上支障がある樹木については、必要に応じて伐採や剪定を実施する。また、園路等来訪者が立ち入る箇所について、安全確保のため樹木の伐採や剪定を行う。
- ・ 石垣付近に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹根を残して伐採し、石垣の修復等の際に併せて樹根の除去を行う。
- ・ 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に除去する。
- ・ 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要に応じて伐採を行う。
- ・ 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしや伐採を行う。
- ・ 倒木や伐採により発生した裸地については、立入りを制限する等の対策を講じるとともに、洗掘防止策を検討する。

2) 遺構の視認性の復元と維持

利用動線から地上に露出している遺構の視認性を確認し、史跡指定地内の景観を適切に確保できるよう、樹木を必要に応じて剪定、伐採する。

3) 天守台等から周辺地域及び周辺地域から米子城跡への眺望の回復と維持

米子城跡における特定の場所からの眺望を確保できるよう、樹木の剪定や伐採を行う。また、周辺地域からの米子城跡への景観の確保も同様に行う。

4) 自然環境に配慮した整備

城山の貴重な動植物等の自然環境に配慮しつつ、石垣等遺構の保全、園路の通行の安全確保、天守台からの眺望及び周辺地域からの史跡米子城跡としての景観の回復・維持を図る。植生の管理については、史跡・景観等の保全のため積極的に管理するエリアと、樹林等を保持するエリアとのゾーニングを行う。このゾーニングや管理の方法については、専門家の意見を交えつつ、順応的な管理を行っていく。

また、樹名板等の植物名板を設置するとともに、自然解説のサインの整備も行う。

(6) 便益施設の整備

1) 休憩施設

遺構や周辺地域等への眺望が得られる場所及び史跡米子城跡の特徴を理解する上で効果的な場所に、必要に応じてベンチや東屋等の休憩施設を設置する。

既存の東屋については、老朽化しているものや景観に調和していないもの、本計画の整備を行う上で支障となる位置にあるものは撤去し、デザインの統一性に配慮されたものに更新する。その他の既存の休憩施設については、経年劣化の状況を考慮し適切な時期に撤去・更新する。

新たに設置する休憩施設は、来訪者の動線や広場、眺望、緑陰等場所ごとの特性に合わせた位置に配置する。内膳丸のコンクリート製の東屋は撤去し、近世には隅櫓が存在していたことを勘案した休憩施設を設置する。

2) トイレ

二の丸に所在する既存のトイレについては、外観・意匠を史跡に相応しいものとし、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し多目的トイレ(手洗い場、授乳室としても利用可)として再整備を行う。さらに、イベント時に水道や電源の取り出しが可能な設備も付加する。整備にあたっては、二の丸及び高石垣の修復、積み直しとの調整に留意する必要がある。

また、天守周辺へのトイレ設置については、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し、他の城郭や山岳等の状況を参考にして、検討する。

なお、三の丸や深浦郭が史跡追加指定された場合、遺構や景観等への影響、維持管理等を勘案し、適切な場所にトイレを設置する。

(7) 駐車場等の整備

米子城跡への来訪者のための駐車場は、湊山西側のふもとの史跡指定地外にある湊山公園駐車場及び市役所駐車場とあわせて、史跡指定地内の既存の駐車場を利用している。史跡指定地内にある駐車場については指定地外への移転が原則であるが、史跡指定地周辺には商業施設や住宅が立ち並んでおり、短期的には駐車場の移転先の確保は困難であるため、イベント開催時等には臨時的に周辺の民間駐車場の活用等も検討しながら、当面、現状のまま利用を図る。

また、今後、観光誘客等米子城跡のさらなる活用を図っていくため、主要な動線として大手→三の丸→枳形→二の丸→天守というルートを想定しており、大手付近での来訪者の駐車場や車寄せの確保は必須である。中・長期的には史跡周辺での駐車場整備を検討していくこととするが、現状では隣接地における用地確保が困難であることから、「史跡等活用専用駐車場」として、適切な配置及び仕様等による必要最小限度の暫定的な駐車場の設置を検討する。

また、イベント等に伴う障がい者用駐車場、ハートフル駐車場については、史跡指定地内に適宜確保することとする。

なお、史跡等活用専用駐車場の設置については、下記のとびきに則って検討する。

※史跡等指定地における「史跡等活用専用駐車場」の取扱いについて

史跡等の活用に供する駐車場の設置については、原則として指定地外とすること。ただし、次の条件を満たすものについては「史跡等活用専用駐車場」として必要最小限の規模で、指定地内に例外的に認めることがある。

- ・史跡等の面積が広大な場合又は隣接地に用地の確保が困難な場合で、指定地内に駐車場がないと活用上著しい支障が生じると判断されること。
- ・史跡等の全体及びその周辺を含む適正な保存管理計画及び整備活用計画が策定されていること。
- ・特に整備活用計画において「史跡等活用専用駐車場」を計画する場合には、周辺の交通体系、土地利用のあり方等を視野に入れた適正な計画であること。
- ・外形的に史跡等活用専用であることが明確となっており、かつ史跡等活用専用として運用されること。
- ・「史跡等活用専用駐車場」の規模・形態・位置等については、文化財保護法に基づき現状変更等の許可が可能な範囲内であること。

具体的には、

- ①事前に発掘調査等を実施し、地下に重要遺構等が存在しないことを確認すること
- ②地下遺構等の保存に影響のない構造（舗装等）とすること
- ③史跡等活用専用として必要最小限の容量とすること
- ④史跡等の景観に及ぼす影響を最小限に抑えること等

※なお、「史跡等活用専用駐車場」は、文化庁が所管する整備関連の補助対象とはしないこととする。 (『史跡等整備のてびき 2005.6』)

(8) 多目的広場の整備

史跡追加指定後の三の丸（湊山球場敷地）については、「多様な受容力の高いエリア」であり、各種イベント等多目的な利活用に供することができ、また、二の丸や本丸に至る城郭の中核を一望できる場所としての広場の整備を行う。

(9) 管理運営のための施設の整備

転落防止柵、手すり等の管理上必要な施設については、遺構の保存や景観に留意しながら、その設置の必要性、位置等を検討し対応する。

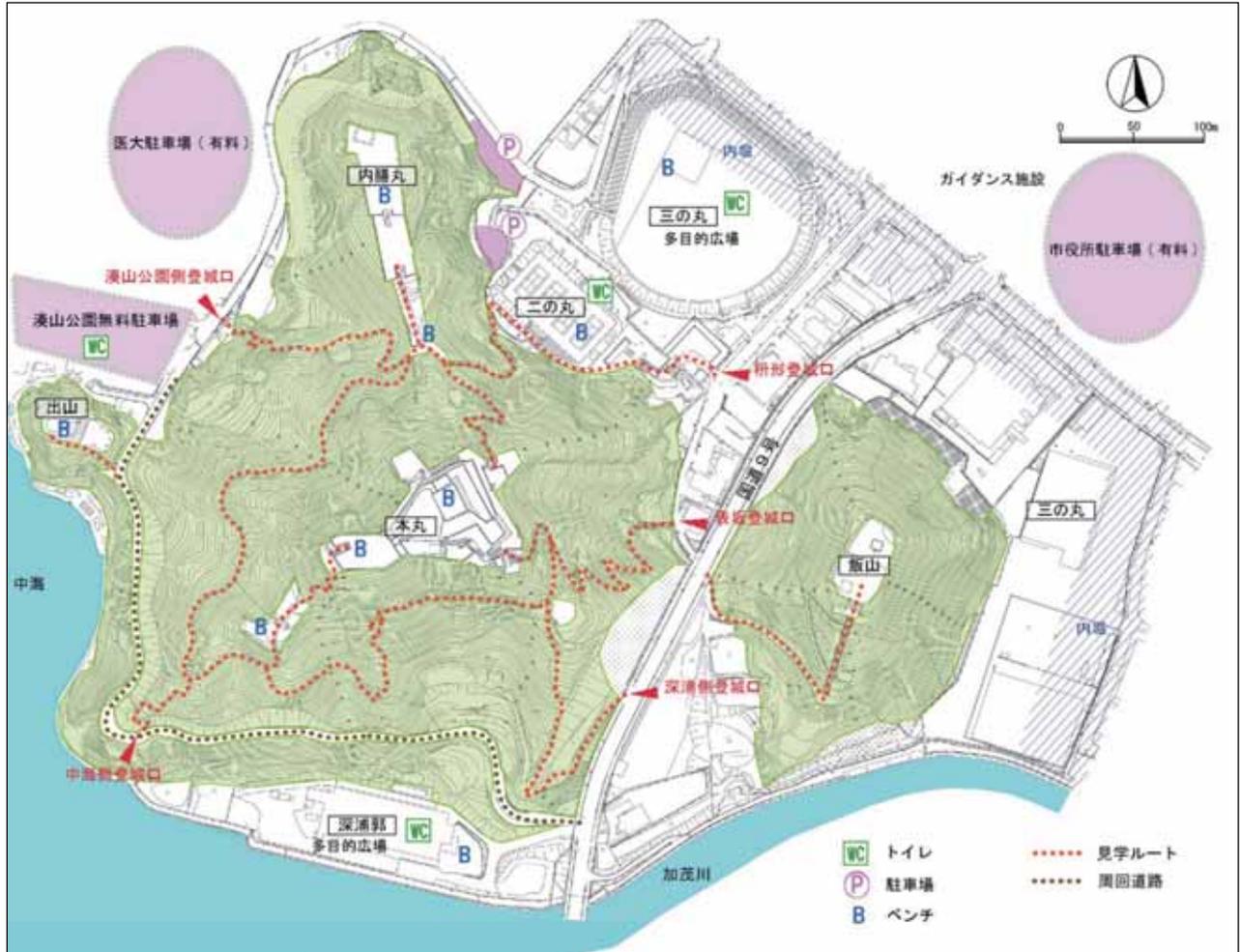
また、災害による被害を未然にまたは最小限に防ぐための避難所の設置や、非常用照明等の防

災設備等、日常的な維持管理を行うために必要となる電気・給排水設備等の整備を検討する。

(10) 既存工作物、設置物等への措置

史跡米子城跡の価値とは無関係な設置物等に関しては、関係者との調整のうえ、必要性を検討し、撤去や史跡指定地外への移設もしくは改修等を行う。

市指定文化財小原家長屋門については、保存状況調査を進め、移築先が確保できた場合は、移設する。



便益施設計画図

(11) 周辺整備計画

1) 周辺の歴史的要素

①城下町概要

米子には戦国時代に伯耆・出雲の国境として砦が築かれ、中海に港が開かれた。その後、江戸時代には米子城下町の整備が行われ、米子湊を中心とした商業の町として発展した。

交通の要衝である米子は、戦国時代には山名氏、尼子氏、毛利氏等の戦国武将の戦場となったが、関ヶ原の戦い後の慶長6年(1601)に中村一忠18万石の領地となった。当時一忠は幼少のため、後見人として横田内膳村詮が任せられ、米子城の築城や城下町形成、商業の発展に貢献した。

城下町の整備も進んだ元和元年(1615)の一国一城令により、伯耆各地の城が取り壊され、その城下町の住民の米子移住もすすむ。

元和3年(1617)姫路城主の池田光政が因幡・伯耆2国を領して鳥取城主として転封すると、米子城には一族の池田由之が配された。寛永9年(1632)光政は、岡山の池田光仲と国替えとなり、米子城には筆頭家老荒尾但馬守成利が管理を任せられ、家老支配のまま明治維新を迎えた。荒尾氏は地方知行制を実施し、これを「自分手政治」と呼び、町政を司ったが、かつての18万石から1万5千石の支城となった米子城の維持は荒尾氏にとって容易ではなかった。

城下の整備は、天正期後半の米子城の築城とともに着手したと考えられ、毛利家家臣吉川氏の支配下の山県九左衛門により進められ、関ヶ原の戦い後に入った中村一忠の後見人である横田内膳村詮の時代にほぼ完成していたようである。

町人町は米子十八町と称され、糶町・博労町・道笑町・日野町・茶町・塩町・大工町・法勝寺町・紺屋町・四日市町・東倉吉町・西倉吉町・尾高町・岩倉町・堅町・灘町・内町・天神町があった。これらの町は山陰道(伯耆街道)とそれに直交する中筋沿いにT字状に細長く並んでいた。また、これらの町とは別に寺院を寺町に多く集め、米子城の防衛地帯としていたと考えられる。

政治都市としての鳥取城下に対し、米子城下は荒尾氏の財政が商業・流通に依存したことにより、米子湊を中心に商業都市として発展した。

米子湊に近い灘町、堅町(現立町)、内町には鹿島家や後藤家等の米屋・廻船問屋の豪商が立ち並び繁栄していた。

米子の城下町エリアは、江戸時代から今日に至るまで、大きな区画変更もなく、大火や戦火にも見舞われていないため、加茂川沿いに立ち並ぶ商家の土蔵や離れ座敷、下町界隈に多く残る小路等、往時の面影を偲ぶことができる。

また、旧加茂川沿いの地蔵は、日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」の構成要素として、地蔵信仰が大山の裾野まで行き渡っていたことを物語る歴史文化資産であり、現在も盛んに信仰されている。



米子領地面全絵図(江戸末期)

②主な歴史的要素

時代	主な要素	概要
江戸期	後藤家住宅	主屋は江戸中期の正徳4年(1714)の建築と伝えられ、一番蔵、二番蔵も寛政期以前の建築と考えられている。 後藤家は、江戸時代を通じて廻船問屋を営んでおり、寛政期(1789～1800)には数隻の大船を所有し、藩の米輸送に従事していた。
	城下町町割り	米子の城下町は、中海を背にした米子城を鉤型(L字型)に取り囲むように、内堀・外堀・大通りが配置された。 内堀と外堀の間に侍の屋敷を、外側を町人地とした。町人地は出雲街道と中筋を大通りとし、通りに面するように町家が立ち並んだ。
	寺町	寺町には9つの寺院が立ち並んでいる。戦時における城への侵入を防ぐ出城の役割を持たせていたとも言われている。
	小路 (しょうじ)	米子の小路の名称には、有力商人の屋号や寺院名のものが多くある。地域の人々に長い間呼び親しまれてきた小路には、町の歴史・魅力が残されている。
	外堀・ 旧加茂川沿い	米子は古くから北廻り航路等の寄港地として繁栄した。船が湊の沖に停泊し、舳で物資を蔵へ運ぶ手段として外堀及び旧加茂川が利用された。
	地藏信仰	江戸時代、地藏信仰は地域の信仰と溶け合っていた。人々の心の支えであった大山への信仰が、また、人々の生活や習慣としての関わりが、現在も受け継がれている。
明治期以降	歴史的建造物	米子の城下町エリアには、明治期以降の米子の歴史を物語る歴史的建造物が多く残っている。文化財指定を受けている建造物以外にも、江戸期から明治期に建てられた町家も多く点在している。
	水管橋	水管橋は、大正期に地上に設置された水道管の橋で、糞町橋水管橋と西倉吉町の外堀・旧加茂川橋水管橋の2箇所が残っている。現在は使用されていないが、米子の水道の歴史を物語る貴重な文化財である。
	旧加茂川沿い	外堀から続く旧加茂川沿いには、城下町の景観を活かしながら、商業施設が立ち並んでいる。



後藤家住宅(国指定重要文化財)



町割り(鉤型路)



寺町通り



小路



旧加茂川沿いの蔵



咲い地蔵



坂口文祥家住宅（国登録有形文化財）



民家・商業ビル（歴史的建造物）



米子市役所旧館（市指定有形文化財）



米子専門大店（国登録有形文化財）



商店（歴史的建造物）



旧加茂川沿いの商業施設

2) まちづくりの取組み

米子の城下町エリアにおいて、特に江戸期から明治期にかけての佇まいを残している旧加茂川・寺町周辺地区は、景観形成重点区域に指定され、『多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまち』を景観形成の目標に掲げている。

また、米子市中心市街地活性化基本計画（新計画）では、旧加茂川・寺町周辺地区に加え、米子城跡を中心とする地区を、「歴史的、文化的資源が息づく地区」として、これらの資源の保全整備を進め、歴史館・美術館・図書館等文化施設の集積した市役所周辺との連携を図ることで、歴史や文化、自然に彩られた米子市の風格を、より一層高めていくことを目指している。



米子まちなか観光案内所



JR 米子駅構内の米子市国際観光案内所



まち歩き拠点「笑い庵」



加茂川・中海遊覧船



歴史的建造物を活かした飲食店



元町交流センター

3) 周辺整備計画

米子の城下町エリアは、中心市街地の歴史的まちなみゾーンに位置し、城下町の痕跡のみならず、明治期以降においても歴史的な要素が残されている。

近年では、これらの文化的資源を積極的に活用した米子のまち歩き・観光案内等、行政と地域が一体となった地域活性化への取組みが行われている。

今後も米子城跡保存整備事業と連携し、市役所周辺の文化施設やＪＲ米子駅からの彫刻ロードとの回遊性の向上等、「人が集いにぎわうまち」・「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」を目標に、トイレやサイン類等をはじめとする便益施設や回遊ルートの整備、様々なイベントの開催、情報発信に努める必要がある。

【周辺整備計画方針】

①利便性の向上

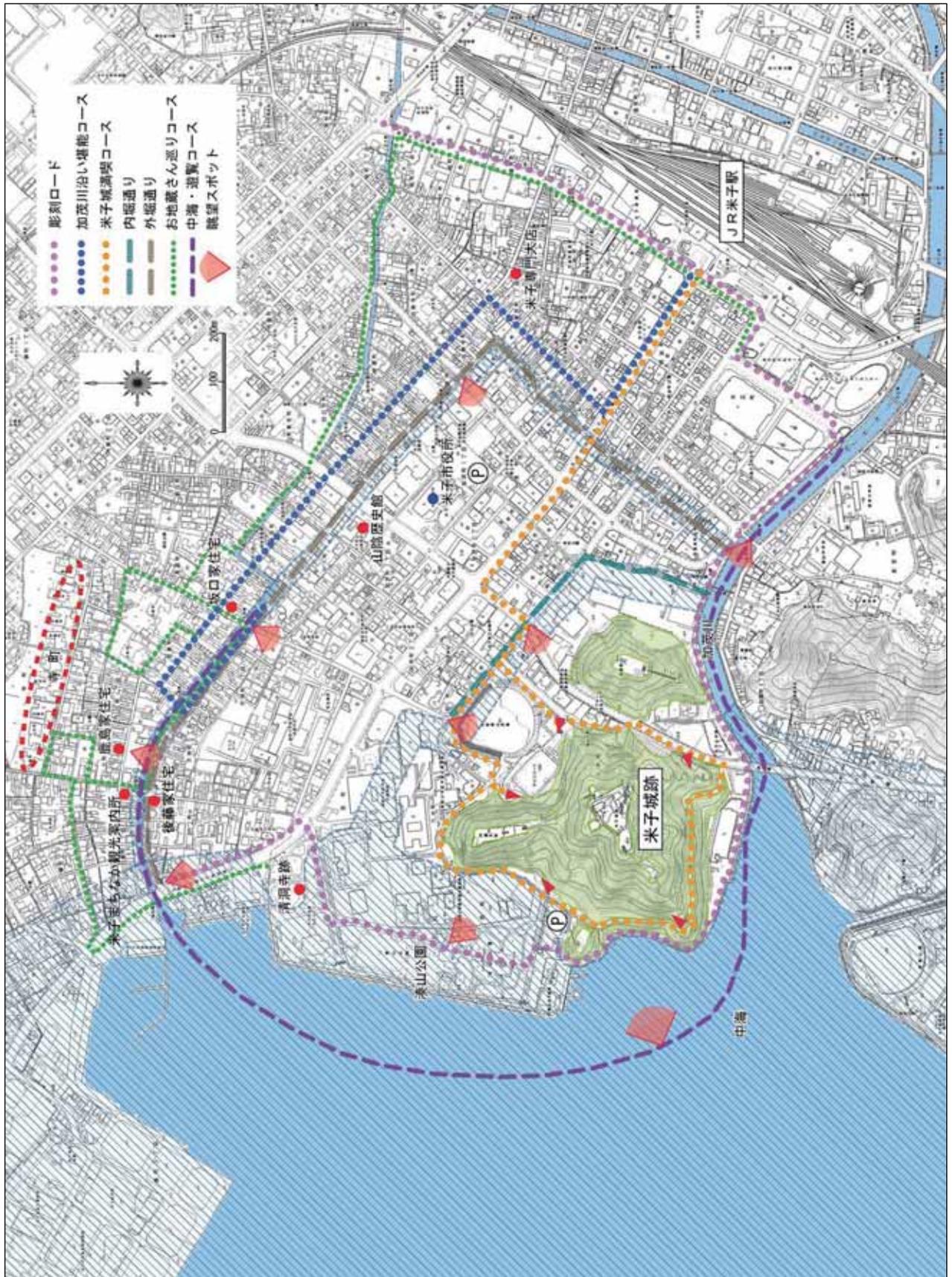
- ・各所に点在する多様な見どころを、目的やテーマ別また滞在時間に応じて、効率的に巡ることができる見学コースの設定や見どころマップの充実等、幅広い周知を図る。
- ・幅広い年齢層の見学来訪者が安心して周遊できるよう、トイレやベンチ等のある休憩スポット、サイン施設を設置する。
- ・広域からの来訪者や市内外の小学校でのバス利用の対応も考慮し、公共施設も含めた駐車場整備を図る。
- ・まちづくりに関する様々な関係団体との連携を図る。
- ・レンタサイクルシステムの充実や、回遊バスの利便性の向上等を図る。



レンタサイクル（姫路城周辺）

②情報発信、展示、体験機能の分担

- ・来訪者の拠点となるＪＲ米子駅から米子城跡にかけて、米子城跡や城下町等歴史文化資源の情報発信や展示、公開を図る。
- ・城下町エリアをはじめ、各所からの米子城跡への眺望スポットを整備し、その周知を図る。
- ・城下町エリアの町家、空き家等を城下町の案内施設としての活用を検討する。
- ・米子城に関連する所蔵品の展示協力を継続する。
- ・既存の公園や町並みの通り沿いにおいて、案内解説の充実を図る。
- ・様々なパンフレットの整合性と表現の統一を図る。



米子城下見学ルート例

4 各地区の整備計画

(1) 基本的な考え方

史跡米子城跡の整備とは、城跡としての「かたち」を整え、城跡の本質的価値を適切に公開することにより、米子城跡が有する多様な価値を正しく理解し、学ぶことができるようにすることにある。そのためには、第6章で整理した米子城跡の位置づけを踏まえ、米子城跡の実態解明に努め、多様な価値を把握し、各ゾーンの特徴や課題を踏まえた整備の方向性を示す必要がある。

米子城跡の整備にむけては、本質的価値の確実な保存を前提に、精緻な縄張りやそれを形づくる石垣、また特徴的な登り石垣や竪堀をはじめとする遺構を認識できるように顕在化し、多様な価値の幅広い周知、共有に努める必要がある。

このように遺構の保存を確実に果たした上で、米子城跡の価値や魅力が正しく伝わるような適切な公開とともに、地域の歴史環境における米子城跡の位置づけを明らかにすることで、地域の貴重な歴史文化遺産としての誇りと愛着を寄せるにふさわしい活用を目指すものである。

史跡米子城跡に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。これを踏まえ、実施すべき計画は、①調査研究、②保存整備、③活用整備、④歴史的建造物の復元に大別することができる。

これまでの発掘調査や古絵図・古写真等の史資料等から、確認された遺構の顕在化を図り、米子城跡の価値を高めるとともに、史跡としての適切な公開を図ることを目的とした各地区の遺構整備の考え方を以下に示す。

(2) 史跡指定地の整備計画

1) 内郭①ゾーン [本丸、水手御門下郭、八幡台郭、山腹(登り石垣、竪堀)]

整備箇所	内郭①ゾーン
本丸	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画で米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い整備を行い、米子城の象徴性を高めるための必要な整備に取り組む。 ・ 360度の大型パノラマの眺望を確保し、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・ 見学者の急増による土壌の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を行う。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の石垣の改変、修理部分を発掘調査及び絵図資料調査により明確にする。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、遺構を顕在化させる。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣・礎石等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき、適切な保存措置を行う。

本丸	<ul style="list-style-type: none"> ・明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、二重枡形及び虎口の修復、鉄門遺構の顕在化を行うのと併せて、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣天端付近の石垣保全と来訪者の安全確保の方策を検討する。 ・劣化の著しい天守台の土系硬化舗装は、再整備を行う。 ・縄張りに沿った新たな動線の整備を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・天守台礎石等の遺構の説明表示を行う。 ・眺望を楽しむ場としての機能を確保する。 ・遺構の遺存状況により、古写真・絵図を用いたデジタル技術（AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等）による展示を検討する。 ・遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら、剪定や伐採等の樹木管理を行う。 ・電源設備の設置について検討する。 ・発掘調査成果に基づき、老朽化した東屋を撤去し、遺構を阻害しない場所に移設する。 ・大正期に設置された陶器製の排水溝については、整備後の排水路に移設し、近代化遺産として活用する。 ・本丸石垣のライトアップ設備の設置等について検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本丸郭については、詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展し基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。 ・建物規模や構造が記されている差図が存在する四重櫓については、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。 ・絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されている隅櫓・土塀については、今後の発掘調査で遺構を確認するとともに、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、復元整備の可能性について検討する。
----	---

【参考整備事例】

■礎石展示



天守閣の礎石展示（移設）と説明板（史跡岡山城跡）

天守閣の礎石展示（移設）
（史跡広島城跡）

■石垣天端付近の立入制限



植栽による立入制限(史跡篠山城跡)



木柵による立入制限(史跡松江城跡)



擬木柵による立入制限(史跡萩城跡)



竹柵による立入制限(特別史跡彦根城跡)

■踏圧を軽減するための通路整備



芝生保護材の設置(史跡竹田城跡)



芝生保護材の設置(史跡湯築城跡)



芝生保護材の設置
(特別史跡肥前名護屋跡)

■歴史的建造物の復元整備



隅櫓(木造)と塀の整備
(市史跡岡崎城跡)



土塀の復元整備(史跡萩城跡)



土塀の復元整備(史跡明石城跡)

水手御門 下郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、海城としての米子城の特徴や破城等の痕跡を顕在化するための整備に取り組む。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な発掘調査を実施し、全体像の把握を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行い、遺構を顕在化させる。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣調査を行い、破城の痕跡を顕在化させる。 ・ 破城を示す石垣の上面は土系硬化舗装や排水路等を整備し、遺構面保護を再検討する。 ・ 発掘調査成果に基づいた虎口、土橋、堀切、登城路等の修復整備を検討する。 ・ 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中海に張り出した郭という特徴を活かした眺望の確保を行い、海城としての米

水手御門 下郭	<p>子城の特徴を最大限に活かす整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の急増による土壌の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を講ずる。 ・ 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ 中海側にベンチを設置し、眺望を楽しむ場としての機能を確保する。 ・ 石垣の保全と見学者の安全確保の観点から、危険箇所には景観や眺望に配慮した安全柵を設置する。 ・ 遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら剪定や伐採等の樹木管理を行う。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査成果に基づき、土塀の復元を検討する。
八幡台郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、米子城の築城初期や幕末期の姿を顕在化するための整備に取り組む。 <p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な発掘調査を実施し、全体像の把握を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣調査を行い、築城初期の石垣を顕在化させる。 ・ 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査成果に基づき、幕末期の四重櫓改修作業場の遺構表示を行う。 ・ 深浦郭に張り出した郭という特徴を活かした眺望確保をおこない、軍港防御の郭としての性格を最大限に活かす整備を行う。 ・ 来訪者の急増による土壌の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を図る。 ・ 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ 石垣の保全と見学者の安全確保の観点から、危険箇所には景観や眺望に配慮した安全柵を設置する。 ・ 遺構の視認性確保のために、自然環境にも配慮しながら剪定や伐採等の樹木管理を行う。

<p>山腹 1 登り石垣</p>	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成や詳細発掘調査等、史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取り組む。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な発掘調査の実施により構造を把握する。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣調査を行い、修復方法を検討し、整備を行う。 ・ 石垣の周囲は土系硬化舗装や排水路等を整備する。 ・ 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・ 遺構を阻害する園路は迂回させ、石仏は移設する。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠見櫓から内膳丸にかけての眺望確保のため、樹木の剪定や伐採を行う。 ・ 来訪者の急増による土壌の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を講じる。 ・ 登り石垣に沿った新たな動線を設置する。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・ 遺構の説明表示を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の発掘調査による基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に、土塁、土塀等の復元整備の可能性について検討する。
<p>山腹 2 竪堀</p>	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取り組む。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な発掘調査を行い、構造を明らかにする。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存と遺構の顕在化を図る。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 遺構保護のための切岸斜面や土塁上面に土系舗装等を実施する。 ・ 遺構の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う

<p>山腹2 豎堀</p>	<p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査成果に基づき、遺構を顕在化させ、遺構表示を行う。 ・番所跡から豎堀への眺望確保を行い、豎堀の全体像が見えるようにする。 ・蛇籠設置等による防災、安全対策を実施する。 ・遺構の保全と来訪者の安全確保の観点から、景観や眺望に配慮した木道、木製階段等による見学路を設置する。 ・遺構の説明表示を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・電源設備の設置について検討する。
-------------------	--

■土木遺構（豎堀、横堀）整備



堀切の保存整備（史跡小牧山）



堀切の整備（史跡小牧山）



堀切の保存整備（史跡烏帽子形城跡）



堀切内の木製デッキ（史跡小牧山）



遺構保護のための木製階段
（史跡金沢城跡）



遺構表示板（史跡烏帽子形城跡）



遺構表示板（史跡烏帽子形城跡）



遺構保護のための木製デッキ
（史跡新宮城跡）

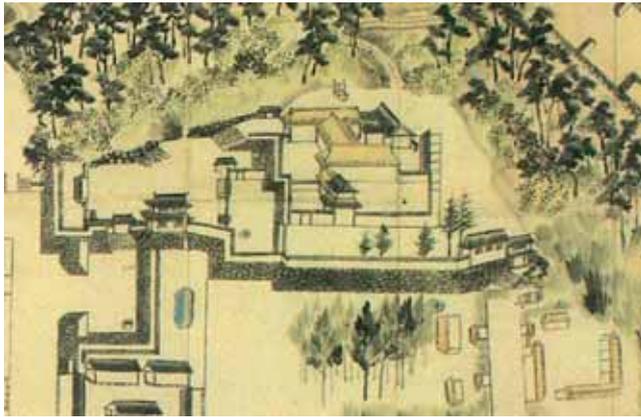
2) 内郭②ゾーン（内膳丸）

整備箇所	内郭②ゾーン
内膳丸	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、戦国時代末期に構築された米子城の姿を顕在化するための整備に取り組む。 ・ 中海や本丸方面への眺望の確保を目指す。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査を行い、内膳丸の構造やその変遷を把握する。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を図り、遺構の顕在化をはかる。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 明治期以降に新設された園路石段については、発掘調査の成果等に基づき、その在り方を検討し、虎口の修復、遺構の顕在化を行うのと併せて、遺構の保存に影響しない適切な動線を設定する。 ・ 石垣調査を実施して危険箇所を把握し、危険箇所の積み直し、現状保存等の検討を行う。 ・ 石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・ 斜面の防災、安全対策を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 360度の眺望確保を行い、市街地側に張り出した内膳丸郭の特性や登り石垣の全体像が認識できるように努める。 ・ 来訪者の急増による土壌の裸地化箇所は、城跡景観に配慮し踏圧の負荷を軽減する措置を図る。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ 東屋の建替を検討する。 ・ 自然環境にも配慮しながら、眺望に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採等の管理を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内膳丸御門（冠木御門）や土堀、御番所については、今後発掘調査で遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に、登り石垣とともに復元整備の可能性について検討する。

3) 内郭③ゾーン【二の丸】

整備箇所	内郭③ゾーン
二の丸	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・ 石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・ 保存活用計画では米子城の中核域と位置付けていることを踏まえ、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、往時の城主御殿のイメージを確保するための整備に取り組む。 ・ 地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、来訪者に心地よい憩いの場を提供する。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のテニスコートを撤去し、発掘調査を行って二の丸の構造を把握するとともに、御殿の残存状況を確認する。 ・ 文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・ 二の丸の二段構造の郭を顕在化させる。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 高石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 ・ 高石垣上の樹木など石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 ・ 御殿御用井戸跡の顕在化を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査後、復元整備の可能性を検討し、往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行う。 ・ 城下町への眺望の確保や高石垣の顕在化を行い、城主御殿跡のイメージを確保する。 ・ 整備に伴い広場名を「二の丸御殿跡広場」等の歴史的名称へ変更する。 ・ 縄張りに沿った新たな動線を生み出す ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ 遺構の遺存状況により、古写真・絵図を用いたデジタル技術（AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等）による展示を検討する。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・ 既存の公衆トイレの改修を行う。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土塀や隅櫓（二重櫓）、表中御門については、今後の詳細発掘調査により遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に復元整備の可能性について検討する。 ・ 旧小原家長屋門については、当面の間は現位置で保存し、適切な移築先が確定すれば、移築、整備を行う。

■古絵図に描かれている二の丸の様子



米子御城門正面之御絵図面(弘化4年9月)



米子 御城内御殿惣御絵図面(慶応元年)

■御殿跡平面表示整備例



二の丸御殿の平面表示(史跡篠山城跡)



部屋名称板(史跡篠山城跡)



二の丸御殿整備の説明板
(史跡篠山城跡)



表書院の平面表示(史跡岡山城跡)



二の丸御殿の平面表示(史跡松本城跡)

■石垣天端の塀整備例



石垣の天端に整備された塀
(史跡松江城跡)



石垣の天端に整備された塀
(市史跡福知山城跡)



石垣の天端に整備された塀
(史跡岡山城跡)

4) 内郭③ゾーン【枅形】

整備箇所	内郭③ゾーン
枅形	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存する石垣遺構等の遺構の保存、修復を最優先目標とする。 ・石垣カルテの作成、詳細発掘調査等の史跡の調査研究を推進する。 ・枅形は二の丸の虎口であり、米子城の正面観を醸し出す場所であるため、大手通から枅形にかけて往時の雰囲気を感じられる整備を行う。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により、詳細な資料の収集を行う。 ・石垣調査を行い、危険箇所の把握に努める。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・石垣調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 ・石垣の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭内の二の丸虎口であることを認識させる整備を行う。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行う。

(3) 史跡指定地外の整備計画

1) 内郭④ゾーン【三の丸、内堀】

整備箇所	内郭④ゾーン
三の丸・内堀	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の中核部としての適切な保存と米子城の顕在化のため、史跡の追加指定を図り、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示、

<p>三の丸・ 内堀</p>	<p>展示の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として来訪者に心地よい広場としての機能を確保する。 ・ 内堀の規模の顕在化を図る。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加指定後に球場施設等を撤去し、発掘調査を実施して三の丸や内堀の構造を把握する。 ・ 文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣の調査を実施して修復方法を検討し、整備を行う。 ・ 内堀の表出を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加指定後に球場を撤去し、発掘調査を実施した上で復元整備の可能性を検討し、米蔵等往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行う。 ・ 長期的な整備を考慮し、市民が利活用できる空間を常に確保し、段階的な整備を行う。 ・ 中心市街地での貴重な空間として広場としての機能（憩いの空間、防災拠点等）を確保する。 ・ 整備に伴い広場名を「三の丸広場」等の歴史的名称へ変更する。 ・ 内堀については、追加指定後に発掘調査を実施した上で、可能な範囲で往時の遺構を顕在化する整備を行い、内郭であることを認識できるようにする。 ・ 縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 ・ トイレ、ベンチ等便益施設の設置を行う。 ・ ガイダンス施設の設置を検討する。 ・ 山頂の本丸への眺望を確保する。 ・ 来訪者の利用に供する「史跡等活用専用駐車場」の設置について検討する。 ・ 照明設備の設置について検討する。 ・ 多目的な利活用に資する電源設備の設置について検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に基づき、内堀上の土塁や土塀の復元整備を検討する。



米子城跡三の丸（湊山球場敷地）現況

■芝生広場整備例



三の丸広場(史跡金沢城跡)



三の丸安らぎ広場(史跡松山城跡)



芝生広場(史跡松江城跡二の丸下の段)



芝生広場(特別史跡姫路城跡)



芝生広場(史跡明石城跡)

■内堀整備例



内堀整備(史跡松山城跡)



三の丸広場と内堀整備(史跡松山城跡)



内堀整備(史跡小牧山)

■ガイダンス施設整備例



トイレ付ガイダンス施設(史跡小牧山)



ガイダンス機能付きトイレ(史跡長浜城跡)



ガイダンス機能付き休憩施設(史跡小早川氏城跡(三原城跡))



ガイダンス機能付き休憩施設
(史跡長浜城跡)

2) 内郭⑤ゾーン【深浦郭】

整備箇所	内郭⑤ゾーン
深浦郭	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定を図り、海城としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示検討、展示の可能性を検討する。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として利用者に心地よい広場としての機能を確保する。 ・JR米子駅からの散策路の一部として、中海や城下町観光等との一体的な観光活用を目指す。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後に既存の施設を撤去し、発掘調査を実施して構造を把握する。 ・文献や絵図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往時の遺構を顕在化する遺構の平面表示整備等を行う。 ・縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 ・JR米子駅からの散策路の一部として、米子彫刻ロードと一体的に活用整備を図る。 ・周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 ・中海遊覧船の深浦郭への接岸を検討し、城下町観光とセットで活用整備を図る。 ・遺構の説明表示を行う。 ・照明設備の設置について検討する。 ・トイレやベンチ、ガイダンス施設等便益施設の設置を検討する。 <p>④歴史的建造物の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に基づき、深浦湊や御船手郭の土塀の復元を検討する。



史跡新宮城跡水ノ手郭整備（和歌山県）



史跡長浜城跡整備（静岡県）



城跡内の遊覧船（史跡松江城跡）

3) 内郭⑥ゾーン【出山】

整備箇所	内郭⑥ゾーン
出山	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定を図り、幕末期に砲壇も設置された海岸防備の郭としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示や展示の可能性を検討する。 ・地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として利用者に心地よい広場としての機能を確保する。
	<p>【整備計画】</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加指定後に発掘調査を行い、構造を把握する。 ・文献や図等の詳細な分析を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を行う。 ・発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の平面表示を行う。 ・縄張りに沿った新たな動線を生み出す。 ・J R 米子駅からの散策路の一部として、米子彫刻ロードと一体的に活用整備を

出山	<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン類の整備を行う。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ ベンチ等便益施設の設置を行う。 ・ 自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行い、眺望を確保する。
----	--

4) 内郭⑦ゾーン【飯山（采女丸）】

整備箇所	内郭⑦ゾーン
飯山 (采女丸)	<p>【整備の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子城跡の特徴的な郭としての適切な保存と米子城の顕在化のため、追加指定についても検討し、追加指定された場合には米子城の出郭としての性格を物語る箇所である史跡の保存、活用に必要な整備を進める。 ・ 内郭の重要箇所を顕在化させる。 ・ 整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については、復元・表示や展示の可能性を検討する。 ・ 地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、中心市街地での貴重な空間として来訪者に心地よい場としての機能を確保する。 <p>【整備計画】（追加指定後）</p> <p>①調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査を行い、構造を把握する。 ・ 文献や絵図等の詳細な分析を行う。 ・ 石垣の詳細調査を行う。 <p>②保存整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加指定後に施設を整備し、遺構の詳細な発掘調査成果に基づき、本質的価値の確実な保存を図り、遺構の顕在化を図る。 ・ 発掘調査により確認された地下に埋納されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。 ・ 石垣調査を行い、築城初期の石垣を顕在化させる。 ・ 発掘調査成果に基づいた二段の郭遺構の顕在化を行う。 ・ 石垣など遺構の保全に影響を及ぼす樹木については、伐採や剪定等の管理を行う。 <p>③活用整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城郭内の最も東の出郭という特徴を活かした眺望確保を行い、築城初期の石垣を持つ郭としての性格を最大限に活かす整備を行う。 ・ 遺構の平面表示を行う。 ・ 周辺の整備と合わせ、総合的なサイン整備を行う。 ・ 遺構の説明表示を行う。 ・ ベンチやトイレ等便益施設の改修を行う。 ・ 自然環境にも配慮しながら、景観に影響を及ぼす樹木の剪定や伐採を行う。



露出石垣の展示(史跡小牧山)



発掘調査成果の説明板(史跡小牧山)



環境に配慮した説明板
(史跡小牧山)



発掘調査の公開と説明板(史跡岐阜城跡)

5 復元整備の考え方

＜基本的な考え方＞

◆調査研究成果に基づく復元整備

- ・ 史跡米子城跡の復元整備は、現在は消失してしまった郭や櫓、土塀、門等の歴史的建造物について、調査研究の成果に基づき、位置や意匠、構造、素材料等が明らかなものについて、客観性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を進める。(参考資料「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を参照)

◆顕在化のための多様な表示・復元方法の検討

- ・ 米子城跡の価値を来訪者に適切に伝えるため、本質的価値を構成する遺構等の保存整備とともに、先に示した地区区分の位置づけを踏まえ、発掘調査や文献資料等の調査研究の成果による根拠に基づいた復元整備を検討する。
- ・ 来訪者に米子城跡の全体像をイメージさせるため、様々なデジタル技術を利用したバーチャル（仮想空間）表示や平面表示による復元方法を検討し、現地において来訪者自らが米子城跡に関する様々な情報を得ることが可能となるセルフガイドツール等の整備を検討する。

◆史跡理解のための効果的な整備箇所の検討

- ・ 史跡の価値を顕在化するために効果的な整備箇所について優先順位を検討し、整備を進める。

(1) 復元の基準について

表1に米子城跡内の主な歴史的建造物をあげ、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、遺構の現況や発掘調査の実施状況、文献・写真等の資料の有無について一覧化した。

当該地は発掘調査がほとんど未実施であり、現時点で遺構の有無や復元の可能性についての判断を行うのは難しい状況であるが、今後、発掘調査及び史資料調査等が進展し、新たな遺構や資料の存在が明らかになることで史実が確認できれば、復元整備についての検討が可能となる。

城郭としての歴史空間の創出という視点から、歴史的建造物や石垣、遺構等の根拠が得られ、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に合致するものであって、かつ、整備効果が高いものについては復元整備を検討する。

整備にあたっては、復元可能な資料が整った上で、耐震や防火等防災上の安全性が確保でき、その地下構造が地下の遺構に与える影響がないことが前提となる。また、歴史的建造物の復元対象となるものについては、そのほとんどが石垣をベースとしてその上に設置することになるため、現存する石垣の強度や崩落の危険性等を事前に調査し、その対応もあわせて行うこととなる。歴史的建造物の復元展示を行う際には、石垣等既存の遺構の本質的な価値を損なわないように十分に注意を払う必要がある。

(2) 未指定地の復元整備について

米子城跡においては、現在、国史跡指定地となっていない箇所にも歴史的建造物が存在していたと考えられる。これらの箇所が追加指定された場合には、既存の史跡指定地と同様の考え方で復元、整備について検討していくこととなるため、ここでは未指定地における歴史的建造物も対象としている。

(3) 復元整備の検討について

復元整備を行う場合には、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」を踏まえながら、「史跡米子城跡整備検討委員会」の中に設置する城郭研究者及び考古学研究者等で構成する専門部会において、発掘調査や史資料調査等の成果をもとに十分に検討する必要がある。

さらに、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の取扱いに関する専門委員会」及び文化審議会の審査を経て、文化庁の現状変更等の許可を得る必要がある。

表1 米子城跡内の主な歴史的建造物一覧

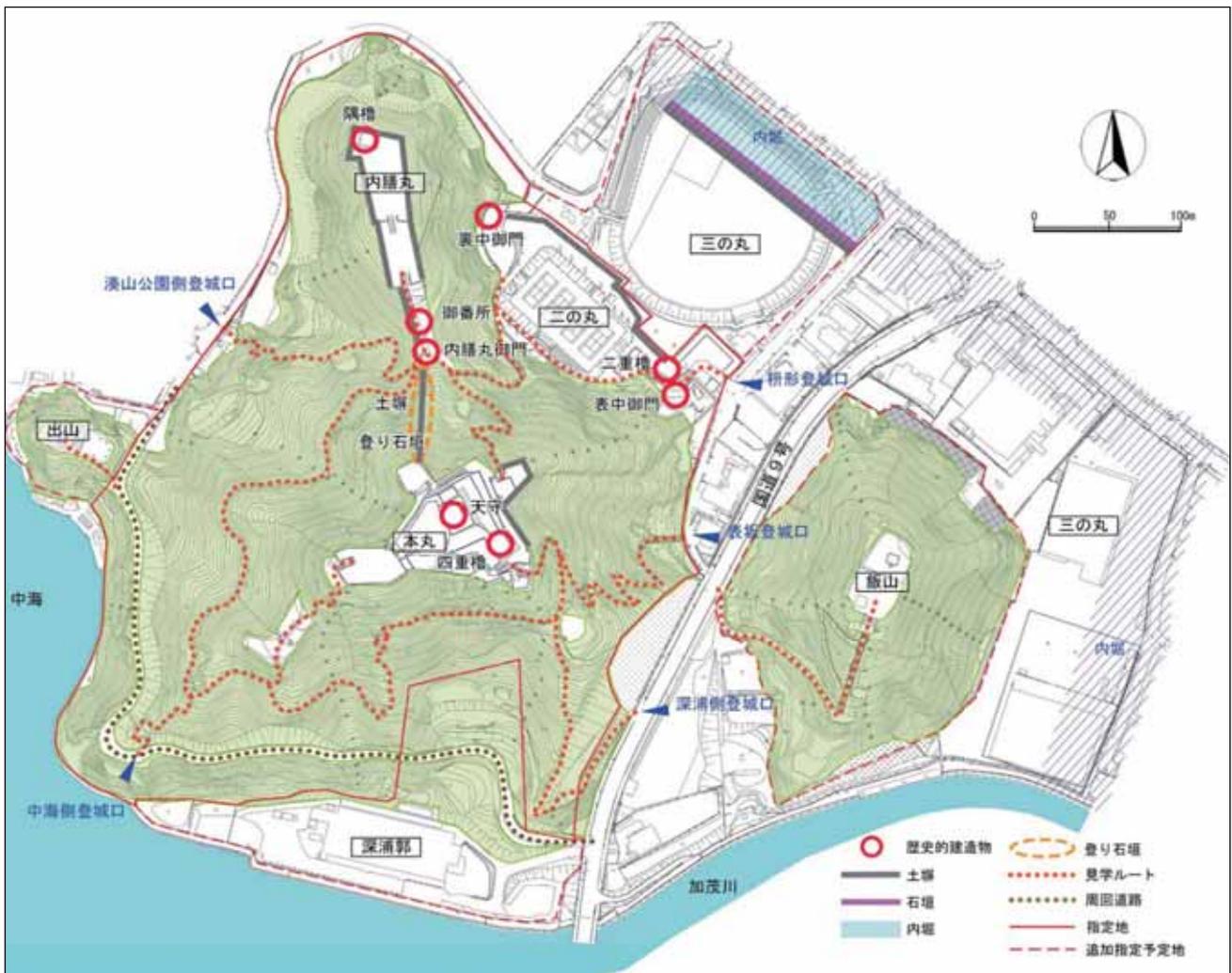
ゾーン	場所	建物など遺構名	現存状況	遺構の根拠となる資料						備考
				露出遺構	発掘調査	その他資料				
						指図	絵図	文献	古写真	
内郭①	本丸	天守周辺	東屋	天守台礎石 石垣	△	×	○	○	○	写真撮影2方向 (南東、北東)
		四重櫓		四重櫓台礎石 石垣	×	○	○	○	×	
		冠木御門		石垣	×	×	○	○	×	
		水手郭	植栽	石垣	×	×	○	○	×	
		遠見櫓	植栽	礎石、石垣	△	×	○	○	×	
		鉄御門	植栽、園路	礎石、石垣	×	×	○	○	×	
		二重枅形	植栽、園路	石垣	×	×	○	○	×	
	番所跡	植栽	石垣	×	×	○	○	×		
	水手御門下郭	上段郭	樹木	石垣	△	×	○	△	×	
		下段郭	樹木	石垣	△	×	○	△	×	
		土橋	樹木		×	×	○	○	×	
	八幡台		樹木	石垣	△	×	○	△	×	
	登り石垣		石仏 樹木 土塀	石垣	△	×	○	○	×	
竪堀		樹木	土塁	△	×	×	×	×		
内郭②	内膳丸	内膳丸御門	園路	礎石、石垣	△	×	○	○	×	
		虎口	植栽	石垣	×	×	○	○	×	
		下段郭	植栽	石垣	×	×	○	△	×	
		上段郭	植栽	石垣	×	×	○	△	×	
内郭③	二の丸	上段郭 (御殿跡)	テニスコート、駐車場、道路、植栽	石垣	×	○	○	○	×	
		下段郭	小原家長屋門、石畳、トイレ	石垣	×	×	○	○	×	
		土塀	植栽		×	×	○	○	×	
		表中御門	園路、石段		×	×	○	○	×	
		二重櫓		石垣	×	×	○	○	×	
		裏中御門	道路、植栽		×	×	○	○	×	
	御殿井戸			×	×	○	○	×		
枅形虎口	園路	石垣		×	×	○	○	×		
内郭④ (未指定地)	三の丸	御殿	球場		×	×	○	○	×	
		大手門	商業施設		×	×	○	○	×	
		搦手門	病院		×	×	○	○	×	
	土塀	球場		×	×	○	○	×		
内堀		道路、商業施設		×	×	○	○	×		
内郭⑤ (未指定地)	深浦郭	郭			×	×	○	○	△	石垣の一部写真撮影
		深浦御門	スポーツ施設、道路、		×	×	○	○	×	
		雁木	駐車場		×	×	○	○	×	
		船小屋			×	×	○	○	×	

ゾーン	場所	建物など遺構名	現存状況	遺構の根拠となる資料						備考
				露出遺構	発掘調査	その他資料				
						指図	絵図	文献	古写真	
内郭⑥ (未指定地)	出山		樹木 広場・園路		×	×	○	△	×	
内郭⑦ (未指定地)	飯山 (采女丸)	郭	石垣		×	×	○	△	×	
		城内道	樹木		×	×	○	○	×	
総構え(整備拠点箇所)	清洞寺跡		公園	石塔	×	×	○	○	×	

発掘調査 ○：遺構確認済
 △：遺構の一部を確認済み
 ×：未調査

その他資料 ○：有り※
 △：文献に一部記載有り
 ×：未調査

※資料の質、精度は考慮していない。



米子城跡内の主な歴史的建造物位置図

参考資料**史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準**

(平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

「歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」に提出が求められる資料の一覧

1. 史跡等の概要

- (1) 史跡等の指定に関する事項
 - ア. 指定年月日
 - イ. 指定地の範囲・面積
 - ウ. 指定説明
- (2) 史跡等の本質的価値に関する概要説明

2. 史跡等の保存事業の経緯

- (1) 保存管理計画の策定とその概要
- (2) 買上げ事業の進展

3. 史跡等の整備事業の経緯

- (1) 整備基本構想又は基本計画の策定の経緯
- (2) 整備基本構想又は基本計画の内容
 - ア. 整備の基本方針
 - イ. 地区区分と地区ごとの整備の方針
 - ウ. 当該史跡等の保存と活用における復元展示の意義
 - エ. 復元展示の建造物及び構造物等の公開及び活用の計画
 - オ. 事業計画の概要

4. 復元展示の対象となる建造物又は構造物

- (1) 復元の根拠となる資料
 - ア. 地下遺構に関する情報（発掘調査の成果）
 - イ. 絵図・指図等の史料に関する情報
 - ウ. 文献（出来形帳等）の史料に関する情報
 - エ. 古写真等の資料に関する情報
- (2) 復元の解釈
 - ア. 基準寸法の算出
 - イ. 平面規模、基礎構造に関する解釈
 - ウ. 立面等の意匠に関する解釈
 - エ. 部材等の寸法、形状に関する解釈
 - オ. 写真解析等による外観に関する解釈
- (3) 復元展示の建造物又は構造物等の地下構造が遺構に与える影響等
- (4) 構造補強及び防火、耐震対策
- (5) 復元基本設計図
 - 平面図、側面図、断面図等（縮尺 1/100 程度）

(4) 主な歴史的建造物の復元整備

1) 【内郭①ゾーン】【本丸、山腹】

①天守郭周辺

天守については、絵図でその位置や形状を窺い知ることができ、二方向から撮影された古写真も現存しているが、精度の高い写真や内部の差図がない等まだ資料としては不十分である。今後の詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展し、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。

土塀については、資料収集に努め、基礎データを確認した上で復元整備の可能性について検討する。



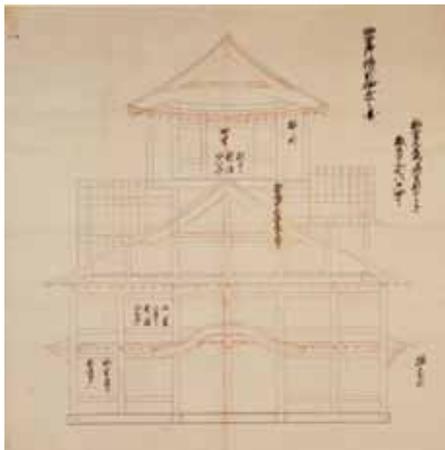
米子城御天守東北側破損絵図（弘化4年）



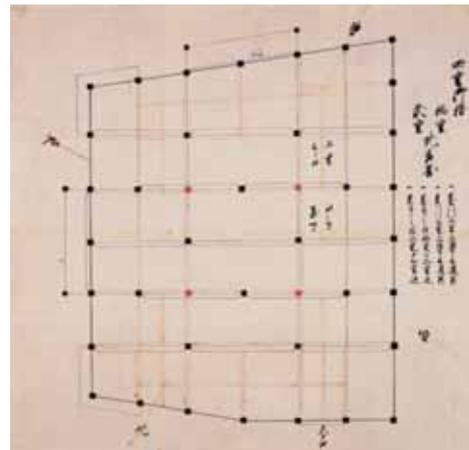
明治11年頃の米子城（富田公夫氏所蔵）

②四重櫓

四重櫓については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、弘化4年(1847)の一連の差図に建物規模や構造が記されている。今後の詳細発掘調査で礎石の位置を確認するとともに、写真等新たな資料の収集に努め、基礎データが揃った段階で、復元整備の可能性について検討する。



米子城四重櫓二十分一図（弘化4年）



米子城四重櫓初重二重地差図（弘化4年）

③隅櫓、土塀

隅櫓や土塀については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されていることから、今後の詳細発掘調査で遺構を確認するとともに写真等新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で復元整備の可能性について検討する。

④登り石垣

登り石垣については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、規模が記されていることから、今後の詳細発掘調査で遠見櫓までの遺構を確認する等基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に内膳丸御門とセットで土塁、土塀等の復元整備の可能性について検討する。



登り石垣整備（特別史跡彦根城跡）



登り石垣整備（史跡松山城跡）

2) 【内郭②ゾーン】【内膳丸】

内膳丸御門（冠木御門）や土塀、御番所については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、建物規模が記されていることから、今後発掘調査で遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に登り石垣とともに復元整備の可能性について検討する。

3) 【内郭③ゾーン】【二の丸】

土塀や隅櫓（二重櫓）、御殿、表中御門については、絵図にその位置や形状を窺い知ることができ、その規模等が記されていることから、今後の詳細発掘調査により遺構を確認するとともに新たな資料の収集に努め、基礎データを確認した上で、石垣の修復及び積み直しを行った後に復元整備の可能性について検討する。

二の丸整備事例



二重櫓及び多間の復元整備（史跡広島城跡）



長屋門の移設整備（史跡福山城跡）



平櫓の復元整備（史跡松江城）



土塀の復元整備（史跡松江城）

4) 【内郭④ゾーン】【三の丸、内堀】（未指定地）

三の丸については、平成29年3月策定の「史跡米子城跡保存活用計画」に基づき、史跡の追加指定後、球場を撤去し、今後の詳細発掘調査及び史資料調査の成果を基にした調査研究が進展した段階で、内堀を顕在化させ、内堀内側の土塁及び土塀の復元整備の可能性について検討する。



内堀整備（史跡松山城）



三の丸広場と内堀整備
（史跡松山城跡）



内堀整備（史跡小牧山）

5) 【内郭⑤ゾーン】【深浦郭】（未指定地）

深浦については、史跡追加指定後に既存の施設を撤去し、詳細発掘調査を実施した上で、往時の遺構を顕在化させる土塀や雁木等の復元整備の可能性について検討する。

深浦整備事例



史跡新宮城跡水ノ手郭整備（和歌山県）



史跡長浜城跡整備（静岡県）



駒手丸模型（大洲市）



深浦神社方面から深浦港を望む（昭和20年頃）

第3節 公開活用計画

《基本的な考え方》

◆史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出

- ・蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。
- ・城下町エリアや日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等米子城跡の周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。
- ・関連する自治体等と連携して、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。

調査研究による成果を基に史跡の価値や特徴を活かした整備を行うとともに、歴史的建造物の復元や遺構修復等の史跡整備のみならず、人々がつどい、自然に親しみ、ふれあうことができる多様な機会を創出する。調査研究等により収集した情報については、様々な手法により適宜公開し、関心を高める。生の歴史を体感できる発掘調査現場の公開や現地説明会の開催、各種の調査研究成果を様々な手法により適宜公開、公表、報告する機会を設けること及び整備の内容や進捗状況の最新情報の提供を行うことが重要となる。

現在、情報の収集方法が多様化しており、イベント等の情報をより多くの人々が受け取れるよう様々なメディアを活用したリアルタイムの情報発信が求められている。このため、城跡に来訪した際に、見どころやイベント情報等が城跡内においてもわかりやすく受け取れる仕組みづくりや様々な施設と連携した情報提供も行っていく。

また、利用者ニーズの多様化に伴う様々な利活用への要望や米子城跡の持つ歴史学習、観光資源としての側面を踏まえ、幅広い世代の来訪者の利用促進へとつながる企画運営が必要である。

現在、年間を通して多くの米子城跡に関連するイベントが開催されているが、より一層の利活用推進のためには、復元整備をはじめとした整備、活用に資するための史資料の情報提供の呼び掛け、米子城に関する講演会やシンポジウムをはじめとするイベントの開催等により市民の関心を高めるとともに、観光資源としての米子城跡のPR、ライトアップや町歩き等の魅力づくり、史跡公園としての良好な環境整備等により、観光客が米子城跡を訪れる機会を増やす取組を行うことが必要である。

また、史跡整備事業によりその価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝えるとともに、観光拠点としての内容充実やイメージ向上につながり、中心市街地活性化にも寄与することとなる。

(1) 史跡米子城跡を活用した取組

- 1) 米子城シンポジウムやフォーラム等、現在開催している様々なイベントの内容を精査し定期的、継続的なイベントとして定着を図る。
- 2) 「米子城フェスタ」等史跡米子城跡の現地を活用し、そこに人が集いにぎわいの創出となるようなイベントを開催する。

3) 史跡追加指定された場合に、湊山球場敷地（三の丸）に整備予定の多目的広場（三の丸広場）においては、下記のような活用が考えられる。

例) : お茶会、高石垣を利用したプロジェクトンマッピング、がいな万灯やがいな太鼓の演技会、米子城マルシェ、フリーマーケット、パブリックビューイング等

4) 本丸の天守台や四重櫓台、水手郭、遠見櫓の石垣及び二の丸の高石垣等見どころとなる箇所のライトアップを行う。

(2) 米子城関連の情報、発掘調査・整備等の公開

1) 現在実施している発掘調査の現地説明会等を引き続き開催し、出土した遺構や遺物等を来訪者が現地で直接見て体感できる機会を提供する。また、可能な限り平常時の発掘調査の状況も公開する。

2) 遺構の修復や整備にあたっては、ポイントとなる段階において現地説明会等を開催し、その整備状況を公開する。また、整備内容や進捗状況の最新情報を提供するための展示・解説等のサインの設置を行う。

(3) 周辺の歴史文化資源との連携による観光利用

1) 米子城跡内の四国八十八箇所の石仏巡りや、米子城跡の周辺に位置する城下町エリア、市立山陰歴史館、日本遺産『旧加茂川の地蔵』等を回遊しながら歴史を学び、体感できるように、地域総体としての観光利用の活性化を図り、相互連携による取組を展開する。

2) 関連自治体と連携し、調査研究や保存管理、城跡整備における技術的な面での情報共有を行う。また、連携イベントやシンポジウム等を企画・開催するとともに、相互に城跡のPRを行うこと等によって観光面をはじめとした相乗効果を図る。

(4) 情報の発信・案内

1) 米子城跡に関する広報（市報、市ホームページ）のさらなる充実を図り、調査研究、整備、イベント等に関する情報提供を適時に行う。

2) 桜やウバユリの開花状況等、城跡のリアルタイムな現況の情報提供を行う。

3) 観光に関連する民間組織等との連携によるPR、城めぐりツアー等に取組む。

4) 地域一帯（惣構ゾーン）のまち歩き、散策等を支援するパンフレットやガイドブックを適宜更新改訂するとともに、携帯情報端末等のセルフガイドツールを整備する。



米子まちなか観光案内所



石垣のライトアップ



発掘調査現地説明会



米子城フェスタ(三の丸広場)



米子城跡を活かした
まちづくりシンポジウム



米子城跡の魅力を紹介する
春風亭昇太さん



現地見学会『お城学者 加藤理文さんと
めぐる！米子城』



ボランティアによる石垣除草



米子城跡ガイドマップ

第4節 運営体制計画

《基本的な考え方》

◆多様な関係者が相互連携できる運営・体制の構築

- ・史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行い、十分な体制の確保を図る。
- ・日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。
- ・文化財部局だけでなく、まちづくりや観光、都市公園、環境保全等、米子城跡に関係する米子市の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材確保等についての検討を行う。
- ・整備計画の段階から、行政機関のみならず、市民や地元自治会、NPO団体、専門家等の関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の構築を検討する。

史跡の維持管理においては、来訪者の安心安全で快適な利用を第一とし、国史跡指定地としての特性を勘案して、史跡の本質的価値の保護を図るとともに、都市公園の機能を発揮するための適正な維持管理を行うことが必要となる。城跡や樹木、各種施設等に関するトラブル等に対して速やかに対応することで安全を確保し、日常的な機能確保に努める。

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

- ・現在の体制を当面維持するとともに、迅速な対応等への体制整備を行う。

(2) 整備事業に関する運営体制の整備

- ・適切な推進体制を確立する。
- ・石垣修理等は、長期的な展望のもとに継続的に取組む必要があり、関係部局の一体的な組織体制を整備する。

(3) 将来に向けた体制整備

1) 行政における体制の確立

- ①米子城跡の保存、活用、整備は、まちづくりや観光、自然環境、防災等と関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立する。
- ②米子城跡の専門的かつ継続的な調査研究、さらに緊急的な発掘調査に対応できる組織づくり及び人材の確保等についての検討を行う。

2) 関係機関との連携を強化し円滑な保存・活用・整備の推進

- ①保存・活用・整備の方向性や手法等を検討し推進していくため、専門家や有識者等による『史跡米子城跡整備検討委員会』を継続設置する。

3) 市民との連携を強化し円滑な保存・活用の推進

- ①市民や地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者と連携・協働し、保存活用や様々な媒体を駆使しての情報発信を効果的、継続的に行う。
- ②効率的、継続的な活動支援のため、市民や地元自治会、NPO団体、観光団体等の関係者の組織化を検討する。